



AICHI GUARANTEE REPORT 2024



あなたの事業を
全力でサポート



愛知県信用保証協会レポート2024

ごあいさつ

平素は、愛知県信用保証協会に、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本協会は、公的機関として中小企業・小規模事業者のみなさまが金融機関から事業資金の融資を受ける際、その保証人となり借入れをスムーズにする金融支援や創業支援・再生支援・事業承継支援等の経営支援に取り組んでいます。



理事長 石原 君雄

特に昨年度は、ゼロゼロ融資の返済開始を迎えられた多くの中小企業・小規模事業者のみなさまをサポートするため、借換え需要や新たな資金需要に対応する伴走支援型特別保証制度（コロナ借換え保証）を中心とした金融支援と適時適切な経営支援を一体的に行うことに注力してまいりました。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことに伴い、社会経済活動の正常化が進みつつあるなど明るい兆しが見られましたが、物価上昇やエネルギー価格の高騰、人手不足、経営者の高齢化など中小企業・小規模事業者のみなさまは引き続き厳しい事業環境にあります。また、DXやカーボンニュートラルへの取組、コロナ後の社会の変化に応じた新事業へのチャレンジなど経営の効率化、生産性の向上が求められています。

本協会は、中小企業・小規模事業者のみなさまのさまざまな課題解決に向けて、金融機関や中小企業支援機関等との連携を図るとともに、自らも経営改善・再生支援等を行うための態勢整備等を行ったうえ、金融支援と経営支援の一層の強化に取り組み、ライフステージに応じたきめ細やかな支援を実施してまいります。

こうした本協会の取組について、多くのみなさまにご理解を深めていただくため、本協会の経営計画ならびに業務内容及び運営状況をご紹介するディスクロージャー誌「愛知県信用保証協会レポート2024」を発行いたしました。

今後とも、中小企業・小規模事業者のみなさまに寄り添い、「ともに歩み、明日の成長をめざして」地域経済の発展に尽力してまいりますので、引き続きみなさまのご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

CONTENTS

▶ 協会のあゆみ	2
▶ 経営計画	4
▶ ライフステージに応じた支援	6
▶ 経営者保証に関する取扱い	14
▶ 身近で、頼りにされる公的機関を目指して	16
▶ SDGs・地方創生への取組	18
▶ 広報活動	22
▶ 信用補完制度のしくみ	24
▶ 信用保証の概要	26
▶ 信用保証の利用度	29
▶ 信用保証の実績	30
▶ 令和5年度決算	36
▶ 個人情報保護宣言	40
▶ コンプライアンス態勢	42
▶ 役員・機構図	44
▶ 窓口	45



|| 地域とともに歩む公的機関として

愛知県信用保証協会は、愛知県内における中小企業・小規模事業者の金融の円滑化に取り組むため、昭和23年9月に発足しました。

戦後の復興期から現在に至るまで、中小企業金融に大きな影響を及ぼす幾多の出来事がありました。その時々を経済施策に呼応した取組により中小企業・小規模事業者の事業の成長を支えるべく努めてまいりました。

近年は、新型コロナウイルス感染症などの影響を受けた中小企業・小規模事業者のセーフティネット機能を果たすべく尽力してきました。また、様々な保証制度を活用した金融支援の他、創業支援・経営支援・再生支援等にも取り組んでいます。経営者の高齢化や後継者不足などにより、やむを得ず休業を選択する場合もあり、円滑な事業承継のための支援にも力を入れています。

今後も、中小企業・小規模事業者のニーズにきめ細かく対応し、地域経済の活性化や地方創生に貢献できるよう、中小企業施策の一翼を担う公的機関としての使命を果たすべく邁進してまいります。



信用保証協会事業の基本理念

信用保証協会は、

事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。



|| 沿革

- 昭和23年 9月 ○ 社団法人愛知県商工信用保証協会設立許可
- 昭和25年 3月 ○ 社団法人から財団法人へ
- 昭和29年 6月 ○ 財団法人から認可法人へ 名称 愛知県信用保証協会
- 昭和33年 5月 ○ 三河分室(現 西三河支店)設置
- 昭和38年 4月 ○ 東三河出張所(後に東三河支所、現 東三河支店)設置
- 昭和57年 6月 ○ 金山支所設置
- 平成11年11月 ○ 本所事務所移転、金山支所統合 所在地 名古屋市中村区椿町7番9号
- 平成15年10月 ○ 東三河支所移転 所在地 豊橋市大橋通2丁目125番地
- 平成17年 4月 ○ 「本所」、「支所」を「本店」、「支店」に呼称変更
- 令和 2年 2月 ○ 西三河支店移転 所在地 岡崎市上明大寺町2丁目13番地
- 令和 4年 4月 ○ 本店内に名古屋支店、尾張支店設置

キャラクター紹介



- 名前** えじねこ
- 生息地** 椿町界限
- 特技** 商売繁盛などの幸福を招くこと
- チャームポイント** AGマークをかたどった肉球 (AG=Aichi Guarantee)

第7次中期事業計画 令和6年度～令和8年度

本協会は、地域経済の主たる原動力である中小企業・小規模事業者(以下「事業者」といいます。)が新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」といいます。)関連の借入増加に加えて、エネルギー・原材料価格の高騰、人手不足等といった喫緊の課題や、後継者問題、事業再生といったライフステージにおける様々な課題に対応し、持続的な成長を図ることができるよう、金融機関、地方公共団体、中小企業支援機関等との適切な連携、役割分担により、きめ細かな金融支援及び経営支援に取り組みます。あわせて、SDGs達成に向けた取組みを推進し地域経済社会の発展に貢献していくことで、地域から必要とされ続ける信用保証協会を目指します。

このため、令和6年度から令和8年度までの3か年間における業務運営上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組みます。

- ① 事業者に寄り添ったきめ細かな金融支援とプッシュ型経営支援の一体的実施
- ② 事業者の持続的な成長に向けた経営改善、再生支援の推進
- ③ 創業・スタートアップ支援の充実、円滑な事業承継への取組強化
- ④ 顧客との対話を重視した管理、回収の取組み
- ⑤ コンプライアンスの徹底
- ⑥ 地方創生等への貢献を果たすための取組みの推進
- ⑦ 業務改善・人材育成の推進

令和6年度経営計画

業務環境

1. 愛知県の景気動向

本県の景気は、コロナが5類感染症へ移行し、アフターコロナへの動きが加速する中、一部に足踏みがみられるものの緩やかに回復しています。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する中で、緩やかな回復が続くことが期待されますが、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に充分留意する必要があります。

2. 中小企業を取り巻く環境

コロナの5類感染症への移行に伴い、社会経済活動の正常化が進みつつあるものの、事業者の回復度合いは様々な状況にあります。加えてエネルギー・原材料価格の高騰、人手不足等の影響をはじめ、DXやカーボンニュートラルなど生産性向上に向けた様々な課題を抱えており、これらをきめ細かに把握し、金融支援と経営支援を一体的に取り組みしていく必要があります。

また、経営者の高齢化や後継者不足等により事業承継が進まない事業者に対して、丁寧な対応をしていく必要があります。

業務運営方針

本協会は、信用保証による金融支援や経営支援の取組みにより地域経済の発展に寄与するとともに、持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた取組みを推進し地域社会に貢献していくことで、地域から必要とされ続ける信用保証協会を目指します。

コロナ禍において新型コロナウイルス感染症対応資金(以下「ゼロゼロ融資」といいます。)等により事業存続を図れたものの、業況回復が遅れ、資金繰りの負担から返済計画の見直しを余儀なくされる事業者や、事業再構築により新たな挑戦や変革を行う事業者に寄り添った金融支援と経営支援を適時適切に行うことに注力します。経営支援の推進にあたっては、真に支援が必要な事業者に適切な支援が届けられるよう金融機関と連携してターゲティングを行い、信用保証協会が積極的に事業者へアプローチし伴走するプッシュ型経営支援の強化に取り組みます。なお、事業見通しが厳しい先に対しては、早期の事業再生につながるよう支援を提供していきます。

また、金融機関や中小企業支援機関との一層の連携によりハブ機能を強化し協働することで、創業、事業承継の取組みも積極的に後押しします。

これらの実行のため、事業者のあらゆるライフステージに対応できる支援態勢により、次のとおり分類した重点課題にPDCAのプロセスを循環させながら着実に取り組み、事業者の持続的な成長を支え、地域経済の発展につなげていきます。

1. 事業者のニーズに応じた適正保証の推進

様々な課題に金融支援面から事業者に寄り添いきめ細かく対応するため、金融機関と顔の見える関係を構築し、必要に応じて金融機関や事業者を訪問するなど対話を通じて個々の事業者のニーズに適した保証制度の利用を推進します。また、金融機関や中小企業支援機関等の声を保証制度の創設や既存保証制度の見直しに活かすとともに、政策保証としての地方公共団体融資制度保証の利便性向上に努めます。

2. 金融支援と経営支援の一体的な取組みの充実

コロナ禍で増大した債務の返済負担の増加に加え、エネルギー・原材料価格の高騰、人手不足等により厳しい経営状況にある事業者に対して、金融機関と連携して現況把握を行い、金融機関からのモニタリング情報等により緊急度が高いと判断される先を中心に、必要な金融支援を迅速に行うとともに、適切な経営支援を一体的に推進します。

3. 金融機関との連携深化

金融機関との間で、事業者に対する支援方針、協会との適切なリスク分担、経営支援の取組みなどについて、建設的な対話を一層進展させ、連携深化を図ることにより、金融と経営の両面から事業者のニーズに応じた適時適切な支援につなげます。

4. 経営者保証を付さない保証の推進

経営者保証は、創業や思い切った事業展開、円滑な事業承継、事業の再生等の阻害要因となっていることから、経営者保証を付さない保証の取扱いについては、経営者保証ガイドラインの主旨に則って対応し、また経営者保証改革プログラムにより導入した事業者が経営者保証の提供を選択できる保証制度の促進に取り組むなど、金融機関と連携して積極的に推進します。

5. 事業者の持続的成長に向けた経営支援の推進と実効性向上

事業者が様々な課題を克服し、持続的な成長を続けることができるよう支援するため、金融機関等との連携による状況把握はもとより、経営支援コーディネーターの積極的な活動や課題別専門デスクの運営や相談会の開催により、幅広い経営課題を抱える事業者の把握に努めます。

その上で、専門家派遣による企業診断やローカルベンチマーク策定による事業の「見える化」を通じて明らかとなった経営課題に対し、経営改善計画の策定支援や資金繰り表作成支援等の積極的な経営支援に取り組みます。また、あいち企業力強化連携会議等を活用し、金融機関との連携深化を図るとともに、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構等の支援機関とも連携強化を図り、個々の事業者に応じた適切かつ効果的な支援を連携して対応できる体制を構築していきます。

こうした、経営支援の実効性を高めるため、効果検証を行います。具体的には、経営診断実施先と未実施先の保証料率区分、営業利益率のDIを比較して、経営診断実施先のDIが上回ることを目指し、継続的に検証を行います。

6. 適切な期中管理、経営改善に向けたプッシュ型経営支援による積極的アプローチ

適切な期中管理の推進に向けて、金融機関と連携して現況把握を行い、事業者の実情に応じて必要な支援を検討し対応します。具体的には、金融機関からの支援が届きにくいプロパー融資が無い先等に対して、信用保証協会から訪問やDMなどを活用したアプローチを積極的に行い、経営支援につなげていきます。

特に、令和6年度にゼロゼロ融資の返済を開始する先、返済緩和先及び過剰債務などの課題を抱える先のうち、支援の必要性が高いと判断される先に対して、状況把握のうえ、迅速に経営支援を提案するなど、きめ細かく対応します。

7. 再生支援の強化

事業者の実情を的確に把握することにより早期事業再生支援を着実に推進します。とりわけ、再生局面において金融機関間での調整を要する先については、経営サポート会議の開催等を通じて、各金融機関と支援方針の共有を図るとともに、経営改善の取組みを後押しします。また、保証付融資のシェアが高い事業者を中心に、主体的に再生支援の必要性を検討し、必要があると認める時は、直接又は間接的に、中小企業活性化協議会への持込又は中小企業の事業再生等に関するガイドラインの活用を促すなど、中小企業者の事業再生等の支援について積極的な対応を行います。

さらに、事故報告受理先に対しては、金融機関と連携し、正常化支援、代位弁済回避に向けた取組みを行います。

8. 小規模事業者及び女性経営者に対する経営支援の充実

小規模事業者に対しては信用保証を通じて資金繰りの安定を図り、事業の成長を促すとともに、金融機関や中小企業支援機関と連携し、適時適切な経営支援に取り組みます。

さらに、女性経営者に対しては、活躍促進に向けてフォローアップの充実をはじめ、きめ細かな支援に取り組みます。

9. 創業者及びスタートアップ企業に対する経営支援の充実

創業期の各ステージ(創業前・創業時・創業後)の支援を充実させるため、中小企業支援機関と連携して創業支援セミナー等を開催するとともに、創業後の経営安定に向けて、フォローアップ等の伴走支援に努めます。

スタートアップ企業に関しては、愛知県が推進する「あいちスタートアップ・エコシステム」形成に呼応し、STATION Ai等の支援拠点やスタートアップ支援機関との連携強化を図るとともに、大学や金融機関の成長産業支援担当者との連携を深め、スタートアップ企業からの金融相談や本協会利用企業へのフォローアップなどの支援強化に努めます。

10. 円滑な事業承継の促進

経営者の高齢化が進む中、円滑な事業承継が行われるよう、中小企業支援機関と連携した事業承継フェア等を開催します。また、事業承継支援ニーズの掘り起こしを行うため、事業者アンケートを行い、実情に応じた専門家派遣の実施やマッチングサイトの紹介、事業承継支援を担う中小企業支援機関への引継ぎ、アトツギに対する情報発信などの支援につなげていきます。

特に、経営者保証については、経営者保証ガイドラインの特則を適切に運用し、円滑な事業承継を後押しします。

11. 事業再生及び生活再生支援の推進

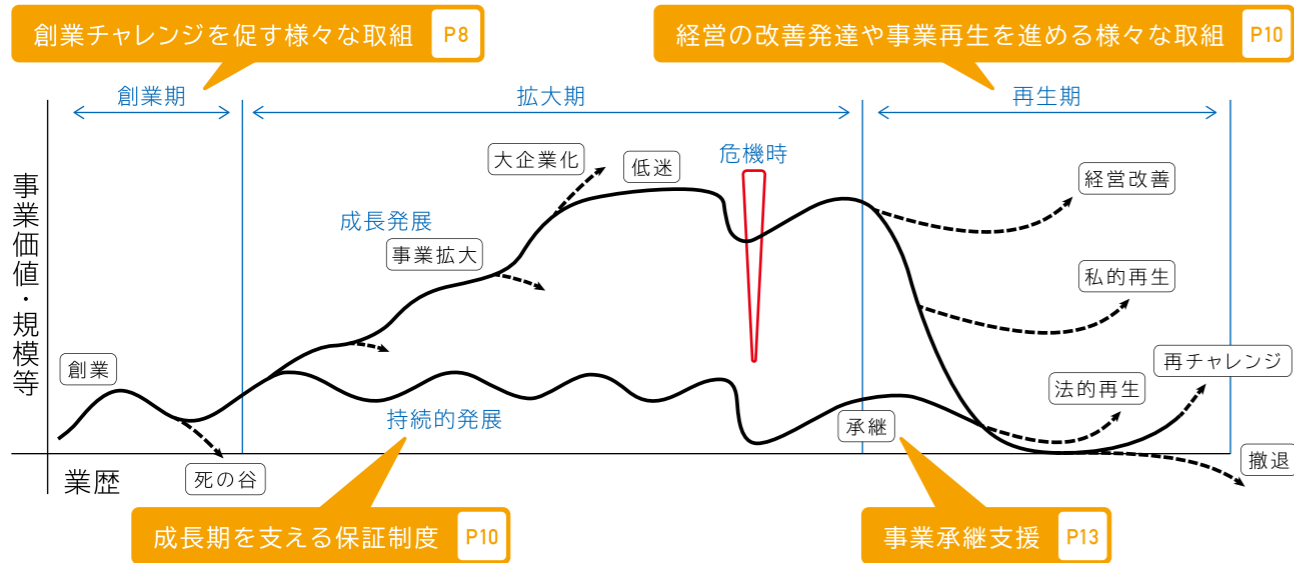
事業者等との対話を通じて現況を充分把握するとともに、その実情を踏まえ、経営者保証ガイドラインの適用や求償権消滅保証等を活用し、事業再生や生活再生の支援など、再チャレンジの目線も取り入れたきめ細かな対応に努めます。

保証承諾等の見通し

令和6年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は次のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	5,600億円	119.1%
保証債務残高	1兆9,200億円	92.8%
代位弁済	330億円	165.0%
回収	44億円	133.3%

信用補完制度は、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支える重要な制度です。中小企業・小規模事業者がライフステージごとの局面で必要とする多様な資金需要に一層きめ細かく対応できるよう、金融機関や支援機関等と連携を図りながら、様々な支援を行っています。



金融機関との連携強化

中小企業・小規模事業者の経営の改善発達を一層進めるため、金融機関と連携して中小企業・小規模事業者への支援の強化に努めています。

金融機関との積極的な情報交換

中小企業・小規模事業者の持続的な成長を支えていくためには、金融機関との連携が不可欠です。金融機関とより一層連携を図り、実効性のある支援につなげていくため、日頃から積極的な情報交換を行っています。

また、金融機関本部を対象とした意見交換会を金融機関区分や営業エリアごとに開催し、ゼロゼロ融資の返済開始に伴う対応のほか、経営者保証に依存しない取組、経営支援分野における連携等について意見交換を行いました。

加えて、令和5年度は新たに金融機関営業店若手担当者との意見交換会も開催し、経営者保証に依存しない取組、経営支援の取組等の意見交換とともに、事業者支援の好事例を共有しました。

その他、若手担当者に限定した説明会や女性渉外担当者に限定した説明会など各金融機関のニーズに応じた「オーダーメイド型」の説明会も開催しています。

Shake Hands～広げよう握手の輪～

中小企業・小規模事業者の「お役に立ちたい!」「成長を後押ししたい!」といった想いを金融機関と本協会の担当者で共有し、事業者支援に取り組むことを目的としています。中小企業・小規模事業者の経営改善発達という観点で、優れた取組を共有し、広げていくことを目指しています。

令和5年度は金融機関と本協会の担当者同士が強く連携し、金融支援や経営支援に取り組んだ4つの案件を選出し、優良案件として表彰しました。

令和6年2月15日に表彰式を開催するとともに、金融機関と本協会の各担当者による合同プレゼンテーションを行いました。



地元金融機関との協力

【金融機関等との連携によるスタートアップ支援】

令和4年9月29日に、資金供給および情報提供等の各分野での連携を円滑に行い、地域のスタートアップ企業を発掘、支援していくことを目的に、「あいちスタートアップコンソーシアム」を設立しました。

参加機関

愛知銀行 | 愛知キャピタル | 中京銀行 | 名古屋商工会議所 | 日本政策金融公庫 | 名古屋信用保証協会 | 愛知県信用保証協会

【金融機関連携保証】

平成30年5月 長期事業サポート保証 西尾信用金庫
地域貢献の観点や事業性評価等を活用した円滑な資金供給や経営改善・再生支援

平成30年9月 東三河3信金地域応援保証 豊橋信用金庫 | 豊川信用金庫 | 蒲郡信用金庫
経営改善に積極的な中小企業・小規模事業者の支援

令和元年7月 しんきんACTION保証 ※令和6年3月31日取扱い終了

愛知信用金庫 | 中日信用金庫 | 東春信用金庫 | 半田信用金庫 | 碧海信用金庫 | 尾西信用金庫 | 豊田信用金庫
SDB(しんきん信用リスクデータベース)を活用した迅速な資金供給およびモニタリング等による事業者支援

令和3年3月 Beyond協調推進保証 名古屋銀行

コロナを乗り越えるための基盤づくりのサポートを行うプロパー融資と協調し、金融支援と経営支援を一体的に実施

令和3年12月 同時実行型(事業性評価)協調推進保証

愛知銀行 | 十六銀行 | 百五銀行 | 豊田信用金庫 | 大垣共立銀行 | 知多信用金庫 | いちい信用金庫
中京銀行 | 名古屋銀行

金融機関による“事業性評価”を加え、必要資金を金融機関のプロパー融資と協調支援

ファンドへの出資

ファンドへの出資を通じて、地域の活性化および雇用の創出・確保に努めています。

【創業期・拡大期】

東三河地区に本店を置く3つの信用金庫(豊橋信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫)と連携し、「東三河3信金キャピタル地域応援投資事業有限責任組合(通称:三信金地域応援ファンド)」(平成30年9月組成)に出資し、地元企業の育成・成長支援に取り組んでいます。

令和5年度は、第7号としてアイエルテクノロジー株式会社様に投資しました。

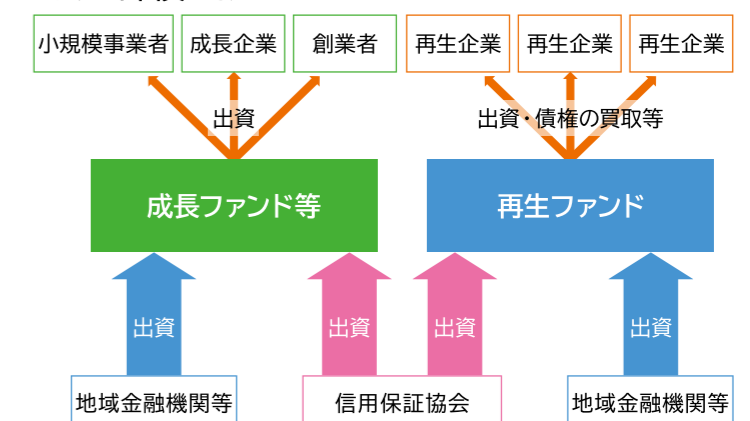
第7号 アイエルテクノロジー株式会社

非破壊、非接触のワイヤボンド検査装置を開発している製造業者。2023年4月には、りそな中小企業振興財団と日刊工業新聞社の第35回中小企業優秀新技術・新製品賞を受賞するなど高い技術力を有している。

【再生期】

官民一体型「愛知中小企業再生3号ファンド」(平成29年5月組成)および「愛知活性化ファンド」(令和5年3月組成)に出資し、国、金融機関、支援機関等と連携して、県内の中小企業・小規模事業者の再生に取り組んでいます。

▶ファンド出資のイメージ



創業チャレンジを促す様々な取組

創業者支援の拡充を図るため、次の取組を行っています。

創業者向けの保証制度

低保証料率での資金調達が可能

創業関連保証

対象

● これから創業をお考えのかたや創業後5年未満のかた

- 保証限度額 3,500万円
- 保証期間 10年以内
- 保証料率 一律年0.80%

「スタートアップ創出促進保証」

一定の要件を具備する場合、保証料率を0.20%上乗せすることで、経営者の個人保証なしで取扱うことが可能となります。

★固定金利で、さらに低保証料率で利用可能な愛知県融資制度もあります。



必要な時に必要な額を
反復利用することが可能

創業者カードローン当座貸越根保証 (Souca)

対象

● 創業後5年未満のかた

- 保証限度額 300万円
- 保証期間 1年以内
- 保証料率 年0.39%~1.62%

【 ビジネスプランコンテストへの参加 】

地元の起業家を発掘・育成し、新規性のある事業により地域振興につなげることを目的として、次のビジネスプランコンテストに協賛機関として参加しました。

Tongaliプロジェクト

東海地区5大学による起業家育成プロジェクト「Tongaliプロジェクト」に協賛し、同プロジェクトの活動の一つとして開催された「Tongaliビジネスプランコンテスト2023」「Tongaliアイデアピッチコンテスト2023」で愛知県信用保証協会賞を贈呈しました。



東三河ビジネスプランコンテスト

「第23回東三河ビジネスプランコンテスト」に協賛し、事務局として審査にも協力しました。

【 創業期にあるかたへのサポート 】

創業をお考えのかたや創業後間もないかたに、創業計画の立て方や、創業時の資金繰り支援等について、きめ細かくアドバイスを行っています。

相談時には、本協会作成の冊子「創業に向けて」を活用し、創業計画の立て方や、創業時の資金繰りを支援する保証制度をご案内しています。

また、地方公共団体、商工会議所等と連携し、愛知県内各地で創業支援セミナーを開催しています。

令和5年度は、本協会が主催する創業支援セミナーを12回開催し、関係機関が主催するセミナーに講師を13回派遣しました。

また、「スタートアップサポートデスク」を設置し、新技術や新しいビジネスモデルを活用し、新市場の開拓や高成長を目指す事業を創業する予定または創業後5年未満のみなさまをサポートしています。



【 女性創業者向けの支援 】

女性経営者支援チーム「アイリス」

女性経営者支援チーム「アイリス」は、これから創業をお考えの女性や、女性経営者に対して、きめ細かなサポートを行うことを目的に、女性職員のみで構成されています。愛知県と共催した「あいち・ウーマノミクス推進事業『ヒトハナ』」や女性士業グループ「からふる女性応援士隊」とコラボした相談会の開催、女性が集まるイベントへのブース出展の他、「アイリス」独自のセミナーやイベントも積極的に実施しています。

女性創業セミナー

「創業…そもそもなんじゃ??」

～創業の基礎知識から信頼される創業計画づくりまで～

令和5年7月8日に名古屋市信用保証協会と共催して、女性創業セミナーを開催しました。創業の基礎知識や創業計画に関する講演、創業体験談、交流会等を実施し、25名のかたにご参加いただきました。



メンタリング

経験豊富な先輩経営者等の相談員（メンター）との対話を通じて、相談者が抱える課題や悩みを解決する取組です。

利用者のかたからは「効果的な宣伝のやり方など、客観的なアドバイスがもらえた」「一人で悩んでいたが前向きに考えられるようになった」などのお声をいただき、大変好評いただいています。

【 創業後のフォローアップ 】

本協会を利用して事業を始められたかたに対して、創業後の事業の継続と発展を促すことを目的として、フォローアップを実施しています。具体的には、専任担当者が中小企業・小規模事業者の創業後の状況をヒアリングし、経営課題についての相談にも応じています。また、必要に応じて、専門家派遣の提案や専門相談窓口の紹介等の支援も行っています。

創業者の状況を確認することにより、早期の経営支援、追加保証等の検討につなげています。

成長期を支える保証制度

金融機関と連携・協調することで、適切なリスク分担を図りながら中小企業・小規模事業者の成長を後押ししています。

無担保で最長10年の一括返済が可能

長期一括保証「ライナーII」

対象 ● 自己資本比率等一定の財務要件を満たし、同一事業を3年以上営むかた

【条件】取扱金融機関がメインバンクであるまたは経営支援を実施しておりプロパー融資残高がある

- 保証限度額 2億円
- 保証期間 10年以内
- 保証料率 年0.35%~1.74%

税理士と連携して長期的な資金繰りを安定

税理士連携短期継続保証

対象 ● 直近決算において経常利益を計上しており、債務超過でないかた

【条件】税理士等が月次管理を行っている

- 保証限度額 2億円
- 保証期間 1年以内(最大4回の借換が可能)
- 保証料率 年0.35%~1.90%

プロパー融資と協調して無担保の限度額を拡大

同時実行型協調推進保証「コラボあいち」

対象 ● 本協会における保証料率区分が3以上のかた

【条件】本保証付き融資と同時に60%以上のプロパー融資の貸付実行を行う

- 保証限度額 2億円
- 保証期間 15年以内
- 保証料率 年0.35%~1.55%

プロパー融資と協調して無担保の限度額を拡大

ストック型協調推進保証「リレーションあいち」

対象 ● 本協会における保証料率区分が5以上であり債務超過でないかた

【条件】取扱金融機関との与信取引が1年以上あり、融資残高のうちプロパー融資残高が40%以上ある

- 保証限度額 2億円
- 保証期間 15年以内
- 保証料率 年0.35%~1.15%

経営の改善発達や事業再生を進める様々な取組

本協会では、中小企業診断士等の資格を有する職員を各部署に配置することにより、経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援体制を整えています。

また、補助金交付による国のバックアップも受け、実効性の高い経営支援の取組をより一層強化しています。

ローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」

本協会の中小企業診断士または経営アドバイザー（全国信用保証協会連合会認定）の資格を有する職員が中心となり構成されたローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」を設置しています。「ローカルベンチマーク策定」をお手伝いすることで、中小企業・小規模事業者、金融機関、支援機関および本協会が同じ目線で対話を深めるきっかけづくりを行い、金融支援と経営支援の一体的な取組を推進しています。

誰でも分かるDXセミナーの開催

令和5年6月および12月に、インボイス制度や電子帳簿保存法の改正、生産性向上などをテーマにした「誰でも分かるDXセミナー」を開催しました。コンサルタント会社やITベンダーによる講演のほか、個別相談会を実施し、4日間で45名のかたにご参加いただきました。

中小企業・小規模事業者が自社の課題として認識し、具体的なツールの導入に向けて一歩踏み出せるようなプログラムとしました。

ブランディングセミナーの開催

本協会本店と東三河支店にて、令和5年7月から11月にかけての5日間の日程でブランディングセミナーを開催し、36名のかたにご参加いただきました。

中小企業・小規模事業者のみならず、提供商品・サービスを「値段」ではなくストーリーやこだわりといった「価値」で売るために、地域の事例を基にした発信方法・メディア活用術などをお伝えしました。



カイゼン塾の開催

トヨタ生産方式による「カイゼン」をテーマとした机上論に留まらない実践型セミナー「カイゼン塾」を、実践的な指導に定評のあるPEC協会から講師を招き、講義形式の理論編と実習形式の実践編の2部構成で開催しました。

カイゼン塾【理論編】

トヨタ生産方式の思想をベースにした生産現場における生産性向上・コスト低減や品質不具合への対応策など、問題解決力の向上を図ることを目的に、令和5年8月3日に開催し、36名のかたにご参加いただきました。洋菓子製造工場における作業動画を見て、「ムダ」を発見する演習では、多くの意見が寄せられ、活発な意見交換が行われました。

カイゼン塾【実践編】

令和5年9月から12月にかけての5日間の日程で開催し、中小企業・小規模事業者の経営者、後継者および現場リーダーの3名のかたにご参加いただきました。

株式会社島由樹脂様に実習の舞台を提供いただき、講師指導の下、現場の視察、工場レイアウトの変更、見える化など、「ムダの発見・排除」に取り組むことで、「ムダとり」の具体的な手法を体得いただきました。

最終日には、参加者から、本塾で学んだ手法を活用した自社での「ムダとり」の成果について報告がなされました。

あいち企業力強化連携会議

愛知県内の中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生の促進を目的とした中小企業支援ネットワーク「あいち企業力強化連携会議」の事務局を協会が務めています。参加機関が強固な連携体制を築き、各機関の専門スキルを活かし、地域が一丸となって中小企業・小規模事業者の経営改善に取り組んでいます。

参加機関（令和6年4月1日現在）

- ▶ 金融機関 40機関
(銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関)
- ▶ 経営支援機関 20機関
(弁護士会、税理士会等の専門機関)
- ▶ アドバイザー 4機関
(東海財務局、中部経済産業局、愛知県、名古屋市)



全体会議・ノウハウ共有分科会

令和5年9月6日に、第23回全体会議を開催し、同日午後、全体会議の分科会として第2回ノウハウ共有分科会※を開催しました(計57機関が参加)。

※経営支援に関する知見やノウハウを共有するとともに、連携した支援を実践していくための目線合わせや人的なネットワークの形成を図る意見交換会

経営サポート会議

令和5年度は、個別の中小企業・小規模事業者支援等を目的とする経営サポート会議を延べ33回開催し、金融機関による意思決定の迅速化・円滑化の促進に取り組んでいます。

一宮中小企業サポート会議

地域の支援機関が、お互いの強みを持ち寄り、一致団結して地域の事業者をサポートするため、一宮中小企業サポート会議を開催しました。

参加機関

一宮市役所 | 一宮商工会議所 | 尾西商工会 | 木曾川商工会 | いちい信用金庫 | 尾西信用金庫 | 日本政策金融公庫 | 愛知県信用保証協会

愛知県中小企業活性化協議会との連携

令和4年9月に愛知県中小企業活性化協議会と連携協定[※]を締結し、地域の中小企業・小規模事業者の収益力改善・事業再生に向けた取組を支援しています。

また、愛知県中小企業活性化協議会に本協会職員を派遣し、事業再生に意欲のある中小企業・小規模事業者をサポートしています。 [※]他の連携協定締結機関：中部経済産業局、名古屋市信用保証協会

中小企業基盤整備機構中部本部との連携

令和6年3月に中小企業基盤整備機構中部本部と業務提携し、各種アドバイザーの同行などにより経営支援の実効性を高めるとともに、本協会から職員を派遣し、相互の連携強化を図っています。

専門家と連携した経営支援

中小企業・小規模事業者の抱える経営に関する様々なお悩みを解決するため、専門家と連携した支援を行っています。

愛知県中小企業診断士協会との業務提携

平成19年12月に公益社団法人愛知県中小企業診断士協会と業務提携し、経営改善に意欲を持ち、経営診断を希望する保証利用企業に専門家を派遣しています。

税理士会との連携

平成29年3月に名古屋税理士会・東海税理士会と業務提携し、連携した保証制度の取扱いや、中小企業・小規模事業者の税務に関する知識の普及啓発に取り組んでいます。

また、創業をお考えのかたや、中小企業・小規模事業者が事業経営に関する税金について気軽に税理士に相談できるよう環境を整備し、令和5年度は「税務相談会」を6回開催しました。

愛知県弁護士会との業務提携

平成30年1月に愛知県弁護士会と業務提携し、法的な経営課題に対して、弁護士がアドバイスをを行うポイント法律相談を実施しています。

日本弁理士会東海会との連携

令和2年2月に日本弁理士会東海会と業務提携し、中小企業・小規模事業者に対する企業経営および知的財産に関する知識の普及啓発に取り組んでいます。

日本公認会計士協会東海会との連携

令和6年3月に日本公認会計士協会東海会と業務提携し、公認会計士の財務会計・管理会計に関する専門的知識、高度なコンサルティング機能を活用した経営支援に取り組んでいます。

事業承継支援

円滑な事業承継を促進するため、次の取組を行っています。

事業承継サポートデスク

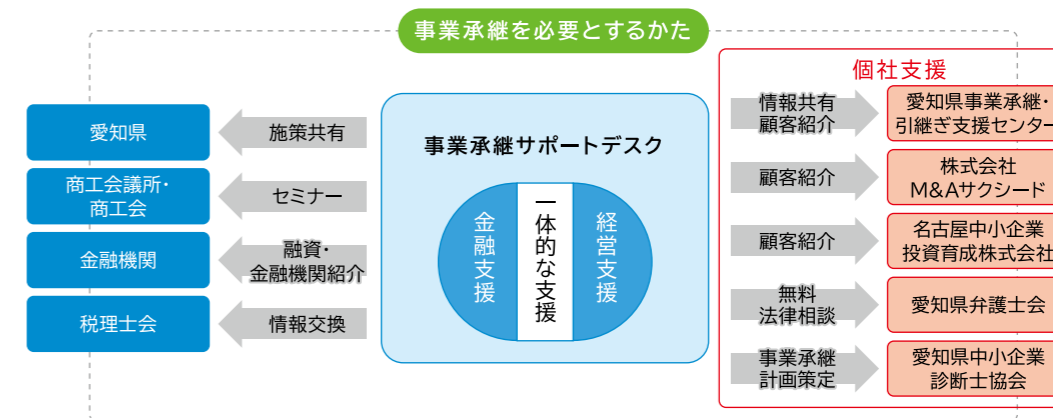
事業承継に関する様々な課題の解決をワンストップでサポートするための専用窓口「事業承継サポートデスク」を設置しています。個社ごとの多様な承継手法に対する適切な保証制度の提案や、関係機関に向けた事業承継支援に関する情報発信を行っています。

事業承継トータルサポート「あいちモデル」

事業承継トータルサポート「あいちモデル」を構築し、事業承継サポートデスクが架け橋となって、関係機関と連携協力し、それぞれの特徴を活かした一歩踏み込んだ事業承継支援を行っています。

M&Aサクシードとの連携

令和3年12月16日に、事業承継M&Aプラットフォーム「M&Aサクシード」を運営するVisonalグループの株式会社M&Aサクシードと業務提携し、譲渡を希望する県内事業者に事業承継の選択肢を提供し、全国の譲り受け企業とのM&Aマッチングを促進することで、後継者不在による廃業を阻止し、地域産業の活性化を目指しています。



経営者保証を不要とする保証制度

経営者保証が事業承継の妨げとなる場合に円滑な事業承継を後押しするため、一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする保証制度を取扱っています。

事業承継特別保証 ● 経営承継借換関連保証

- ▶ 経営者保証不要
- ▶ ガバナンス体制の整備に関するチェック[※]を受けた場合には保証料率を大幅に軽減 [※]経営者保証コーディネーターによる確認から令和5年4月1日に変更
- ▶ 経営者保証ありの既存の借入金の借換が可能(本保証で経営者保証を不要に)

ツギフェスの開催

令和6年1月29日、30日および2月8日に事業承継に係る情報提供をメインとするイベント「ツギフェス」を開催しました。現地会場では延べ179名のかたにご参加いただき、アーカイブ配信についても209回ご視聴いただきました。

株式会社スノーピーク 山井太社長をはじめとする著名な経営者のかたをお迎えして講演やトークセッションを行いました。

事業承継を検討中の経営者をはじめ、会社を引き継いで新たな挑戦を検討中の後継者のかた、また創業を検討中のみなさまが「よし、今日からやってみよう」と思えるヒントが見つかる機会をお届けしました。



|| 経営者保証とは

信用保証利用の際、経営者個人が法人の連帯保証人となる「経営者保証」が必要となる場合があります。ただし、原則として、法人代表者および実質的な経営権を持っているかた以外の連帯保証人は不要です。

|| 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

「経営者保証に関するガイドライン」とは、経営者保証に関する契約時および履行時等の対応について、関係者間の自主的なルールを定めたものです。

本協会は、本ガイドラインの趣旨を尊重し、適切な対応を実施しています。

|| 経営者保証の提供を不要とする取扱い

▼ 信用保証協会における経営者保証を不要とする3つの取扱い

【金融機関連携型】

申込金融機関が、信用保証の付かない融資（「プロパー融資」といいます。）について経営者保証を不要としている場合であって、債務超過でなく赤字でない等の要件を満たしている場合

【財務型】

「財務要件型無保証人保証※」を利用する場合 ※直近決算期において、一定の財務要件を満たす必要があります。

【担保型】

法人または経営者が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

▼ 保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする取扱い（令和6年3月15日から開始）

「信用保証協会における経営者保証を不要とする3つの取扱い」に該当しない場合であっても、保証料の上乗せ（0.25%または0.45%）という経営者保証の機能を代替する手法（利用には一定の要件があります。）により、経営者保証を不要とする取扱いができます。

【事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）】

保証制度を問わない取扱いです（個別の保証制度ではありません。）。

【事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）】

上乗せとなる保証料について、国が信用保証料の一部を補助する保証制度です。（取扱い期限：令和9年3月31日まで）

▼ プロパー融資の借換について（令和6年3月15日から開始）

経営者保証非徴求の取組による信用収縮を防止し、民間金融機関における取組浸透を促すために、既往の経営者保証を提供しているプロパー融資から信用保証付き融資（経営者保証なし）への借換えを例外的に認める「プロパー融資借換特別保証制度」を取り扱っています。

（取扱い期限：令和9年3月31日まで）

|| 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則

「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」では、円滑な事業承継の促進のため、経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として前経営者、後継者の双方からの二重徴求を行わないことなどが明記されています。本協会では本特則に即した適切な対応を行うとともに、金融機関への積極的な周知活動を実施しています。

▼ 経営者保証に関するガイドラインの活用実績（令和5年度）

保証承諾件数	35,198件
無保証人での保証承諾件数 (割合)	12,381件 (35.2%)
既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	331件
「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	85件

【代表者交代時の既存の保証付き融資についての対応】

旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	181件
旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	721件
旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数	1,317件
旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	26件

身近で、頼りにされる公的機関を目指して

相談業務の充実

本協会では、信用保証に関する相談のみならず、金融機関紹介など、金融全般に関する様々なご相談をお受けするため、「総合相談窓口」を設置しています。

専任職員を配置し、親しみのある対応に努めるとともに、複雑化、多様化するニーズに対して適切なアドバイスを行い、広範な経営相談に応じています。

また、経済情勢の急変等に対応して、各種相談窓口を設置しています。

特別相談窓口

(令和6年4月1日現在)

- ダイハツ工業サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口
- ALPS処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策に関する特別相談窓口
- ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
- 東日本大震災に関する特別相談窓口

相談窓口

- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

愛知県中小・小規模企業総合相談窓口

- インボイス制度導入に伴う金融相談窓口

中小企業・小規模事業者に寄り添った対応に努めています。

企業訪問やオンライン面談などを通じて、中小企業・小規模事業者のみなさまに寄り添った対応に努めています。

中小企業・小規模事業者のみなさまと対話させていただくことで、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応します。

● 経営相談会

毎月第3水曜日に、中小企業診断士の資格を有する本協会職員による経営相談会を開催しています。事業上のお悩みに対して、専門家が無料で相談をお受けします。

● 土曜相談窓口

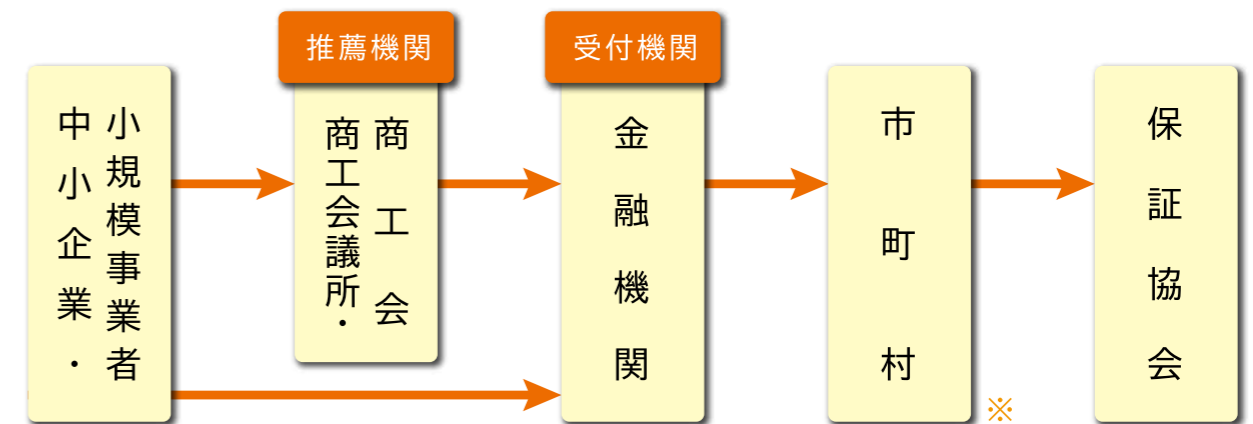
平日にご来店できないかたのために、毎週土曜日に相談窓口を開設しています。

地方公共団体・商工会議所・商工会との連携

金融環境の変化の影響を受けやすい中小企業・小規模事業者は、経営支援と一体で行う金融支援が必要です。このため、愛知県は、中小企業・小規模事業者への経営指導を行う商工会議所・商工会を愛知県融資制度（小規模企業等振興資金、一般事業資金、経済環境適応資金）の推薦機関と位置付け、本協会に対し、中小企業・小規模事業者の定性的な情報をご提供いただいています。

地方公共団体・商工会議所・商工会と連携した申込みの流れは以下のとおりです。

【 申込みの流れ 小規模企業等振興資金(通常資金)の場合 】



※愛知県内の各市町村は、愛知県融資制度 小規模企業等振興資金(小口資金)の申込受付機関です。

愛知県では、名古屋市を除く愛知県内の各市町村を、愛知県融資制度 小規模企業等振興資金(小口資金)の申込受付機関としています。そのため、本協会では、愛知県が当該制度の円滑な運用を図るため開催している各市町村の担当者向けの定例会議や研修会の運営に協力しています。

出張定例金融相談会を開催しています。

次の商工会議所・商工会において、本協会職員による金融相談会を定例で開催しています。また、中小企業・小規模事業者からの資金需要が高まる時期には、資金繰り特別相談会を開催しています。

商工会議所

- ・岡崎
- ・豊橋
- ・半田
- ・一宮
- ・瀬戸
- ・蒲郡
- ・豊川
- ・刈谷
- ・豊田
- ・碧南
- ・安城
- ・西尾
- ・津島
- ・春日井
- ・稲沢
- ・常滑
- ・江南
- ・小牧
- ・犬山
- ・東海
- ・大府

商工会

- ・尾張旭市
- ・知多市
- ・田原市



SDGs宣言

本協会は、SDGs※の理念・目標に賛同し、持続可能な社会の実現に貢献していくため、SDGs宣言を行っています。(令和2年1月7日)

本協会は、信用保証を通じて、中小企業・小規模事業者の成長・発展のお手伝いをする中で、地域経済の活性化に努めてきました。

本協会のこうした取組は、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の達成につながるものであり、まずは自らが着実に取組を進めるとともに、関係機関とも協働することで、中小企業・小規模事業者に広く浸透し、地域活性化につながるよう積極的に取り組んでいます。

※SDGs(Sustainable Development Goals)は、「誰一人として取り残さない、持続可能な社会の実現」を目指し、2015年9月に国連サミットで採択された国際開発目標です。

特定社債保証(SDGs貢献型)の取扱い

令和2年1月から、金融支援を通じたSDGs推進を目的に、SDGs貢献に取り組む中小企業者に着目し、通常の特定社債保証よりも保証料率を引き下げた保証制度の取扱いをしています。

SDGs AICHI EXPO 2023への出展

令和5年10月5日から7日まで、愛知県国際展示場で開催された日本最大級のSDGs推進フェア「SDGs AICHI EXPO 2023」に出展しました。

本協会のブースでは、株式会社じよさんしGLOBAL Inc.様にご協力いただき、同社の事業内容(助産師等による妊娠・出産・育児等に関するオンラインサービス)を紹介しました。



「あいちSDGsパートナーズ」への登録

令和5年11月から、「あいちSDGsパートナーズ」への登録を行っています。

本協会では、経済・社会・環境の3つのテーマにおいて、以下の内容に取り組んでいます。

経済:創業支援・経営支援による地域経済活性化と持続的発展に貢献する。

社会:労働環境の改善により、働きがい向上と経済成長を目指す。

環境:環境保全に配慮した取組を行う。

※愛知県SDGs登録制度「あいちSDGsパートナーズ」は、SDGsの達成に向けて取り組む企業・団体等を登録し、その取組を「見える化」とともに、登録者のSDGsに関する具体的な取組を促進することを目的とした制度です。

2 県産をゼロに



愛知県アグリ特区保証の取扱い

地域経済の活性化に向けて、農業と商工業をあわせて行う事業者の6次産業化の促進を目的に、商工業とともに農業の実施に必要な資金を供給する「愛知県国家戦略特別区域農業保証(愛知県アグリ特区保証)」の取扱いをしています。

また、商工業者が農業に新規参入する6次産業化は、経営の幅が広がることによる収益力向上や地域の雇用創出等が期待されており、ともに6次産業化に必要な資金を取り扱う農業信用保証基金協会と、令和5年12月18日に連携強化に向けた意見交換会を実施しました。

フードバンクへの協力

支援を必要とする人々に食料品を寄付することで社会貢献を果たすことを目的として、令和5年8月31日に、本協会の災害用備蓄品のほか、役職員の各家庭で余っている食品を持ち寄るフードドライブ活動により集まった食品について、特定非営利活動法人フードバンク愛知に寄贈しました。



3 すべての人に健康と福祉を



ヘルプマーク普及パートナーの登録、オレンジスマイルプロジェクトへの参加

令和元年度から、愛知県の「ヘルプマーク普及パートナー」に登録されています。外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々への理解を広めるため、ヘルプマークの普及啓発活動に取り組んでいます。

また、「オレンジスマイルプロジェクト」にも参加し、積極的なサポート(ヘルプ)を実践しています。

ピンクリボン運動への参加

女性の活躍を後押しするため、平成30年度から名古屋ピンクリボンフェスタ実行委員会のパートナー企業となり、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝え、乳がん検診受診率の向上のための啓発活動に取り組んでいます。

使用済み切手の寄付

本協会内で収集した使用済み切手を、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターに定期的に寄付しています。

使用済み切手は、慈善団体を通じて換金され、社会貢献活動に利用されます。

令和5年度寄付実績:令和5年6月、8月、11月、令和6年2月

4 質の高い教育をみんなに



出前講座を通じた金融リテラシーの向上

大学等での出前講座

地域経済の未来を担う学生のアントレプレナーシップの醸成を図るため、平成21年度から地元の大学や高等学校への出前講座を実施しています。

講座では、中小企業・小規模事業者の現状や信用補完制度を通じた保証協会の役割について説明するとともに、起業を身近に感じてもらえるよう本協会を利用されている「がんばる企業」も紹介しています。

▶実施実績

大 学:愛知大学、愛知学院大学、愛知産業大学、愛知淑徳大学、椋山女学園大学、東海学園大学、名古屋市立大学、南山大学

その他:愛知県調理師会、大原法律公務員専門学校、新城高等学校、豊田工業高等専門学校(五十音順)



7



CO2フリー電気の導入について

環境負荷低減に向けた取組として、令和6年3月1日より、中部電力ミライズ株式会社が提供する「Greenでんき」※を導入しました。

※実質再生可能エネルギー100%かつCO2ゼロエミッションの電気

9



ビジネスマッチングへの参加

様々な機関が開催するビジネスフェアに積極的に参加し、信用保証のPRに努めています。

メッセナゴヤ2023

- ▶ リアル展示会：令和5年11月8日～10日
- ▶ オンライン展示会：令和5年11月1日～30日
- ▶ 来場者数 52,876名

業種や業態の枠を超え、出展各社の取引拡大や異業種交流を図る「異業種交流の祭典」として開催されている、メッセナゴヤに出展しました。

本協会は、平成20年以降出展しており、令和5年度は中日精工株式会社様、ワコー精密株式会社様と共同出展しました。



10



アティックアートプロジェクトへの参加

創立70周年（平成30年度）以降、障がい乗り越え、自立を目指す才能あるアーティストを応援するアティックアートプロジェクトに参加し、愛知県内の障がいのあるかたが描いた絵画作品をデザインに採用したノベルティグッズを作成しています。さらに、愛知県と一般社団法人アティックアートが連携し、障がいのあるかたの作品を社屋等に展示する作品展「あいちアール・ブリュット×（一社）アティックアート連携作品展 まちなかギャラリー」を、令和6年2月14日から3月6日まで本協会本店で開催しました。

また、令和6年3月17日に、2023年度アティックアート贈呈式に参加し、ノベルティグッズの原画作者に大村愛知県知事と共に記念品を贈呈しました。



11



認知症サポーターの養成

平成30年度から、愛知県の「あいち認知症パートナー企業」に認定されています。「認知症に理解の深いまちづくり」の実現にじぶんごととして取り組む企業として、定期的に、「認知症への正しい理解を深めるための『認知症サポーター養成講座』」を開催しています。

13



「カーボンニュートラル・アクションプラン」への登録

令和4年7月から、「カーボンニュートラル・アクションプラン」※に登録されています。本協会では、環境負荷低減設備を導入または改良等を行う中小企業者から相談及び信用保証申込を受けた際や、各種セミナーや金融機関との勉強会の場で、愛知県融資制度【カーボンニュートラル】を案内し、本保証制度を推進することで、資金繰り支援を通じたカーボンニュートラルを促進しています。

※「カーボンニュートラル・アクションプラン」とは、脱炭素化と持続的な成長を支援する取組を、経済産業省がとりまとめて公表しているものです。

その他の
取組

ソーシャルボンド等への投資

持続可能な社会の実現に貢献するため、環境問題や社会的課題の解決に資するプロジェクトに必要な資金を調達するために発行される、ソーシャルボンド等を購入しています。

▶ 購入実績

- 令和5年 6月 2日：東海国立大学機構が発行するサステナビリティボンド（東海機構コモンズ債）
- 令和5年 9月27日：日本高速道路保有・債務返済機構が発行するソーシャルボンド
- 令和5年12月20日：愛知県が発行する愛知県グリーンボンド
- 令和6年 2月 7日：日本学生支援機構が発行するソーシャルボンド
- 令和6年 2月22日：中部国際空港株式会社が発行するソーシャルボンド

その他のSDGs・地方創生への取組については
本協会ホームページをご覧ください。



本協会のPRおよび信用保証について一層のご理解をいただくため、様々な広報活動を実施しています。

テレビCM

東海地方の様々な会社の工場を特集するテレビ愛知「日経プレミアム工場へ行こうⅢ」のスポンサーとなり、テレビCMを実施しています。CMでは、本協会のPR動画を放送しています。本協会が実施している金融支援・経営支援についてアピールしているほか、文字と音声を用いたバリアフリーな内容としています。

また、本動画は、本協会ホームページのほか、本協会本店1階のデジタルサイネージ、YouTube等にも掲載しています。



ラジオCM

東海ラジオ、CBCラジオ、ZIP-FM、FM AICHIにおいて、ラジオCMを実施しています。

また、東海地方で頑張る企業の経営者の魅力に迫るFM AICHI「GLOBAL R-VISION」のパートナーとなり、本協会を利用されているかたにもラジオ出演をしていただくとともに、番組連動企画として、パーソナリティ、ゲストそして本協会職員の3者でゲストの「経営論」について聞く、動画「GLOBAL R-CHANNEL」も作成しました。そのほか、東海ラジオ、CBCラジオのラジオカーに出演し、セミナーや相談窓口について紹介しました。



プレスリリース

本協会の取組や新たな保証制度等について、各種メディアに積極的にプレスリリースを行っています。

ホームページ

本協会ホームページでは、中小企業・小規模事業者のみなさまや創業をお考えのかたが知りたい情報をタイムリーに提供しています。必要な情報がスムーズに伝わるよう、コロナ融資（ゼロゼロ融資）の借換需要や新たな資金需要に対応する保証制度や、経営者保証の提供を不要とする取扱いについてのバナーをトップページに設置するなど、積極的な情報発信を行っています。

また、より利便性を高めるため、関係機関から情報を提供いただき、県内各地のセミナー情報を本協会ホームページで一覧掲載しています。



新聞広告

中日新聞、中部経済新聞において定期広告およびスポット広告を掲載しています。

がんばる企業のご紹介

令和5年1月から、本協会を利用されているかたの「生の声」をお届けする「がんばる企業のご紹介」を実施しています。



広告看板

本協会の本店はエスカ地下街E2出口を出てすぐのところに位置しており、目印となるよう出口付近に看板を設置しています。また、地下鉄桜通線名古屋駅コンコース（西改札内）にも看板を設置しています。

令和5年3月から、中村区役所内のAEDと一体型のモニターにも広告を掲載しています。この広告は掲載料金の一部が中村区役所内のAEDの運営費になることから、SDGsへの貢献も図られるものです。

ノベルティ

イメージキャラクターや障がいのあるかたが描いた絵画作品を使ったノベルティグッズを作成しています。



各種機関紙への広告掲載

商工会議所・商工会の会報誌などに定期的に広告を掲載しています。



パンフレット・リーフレット

本協会のご利用方法や保証制度、経営支援メニュー等を紹介する各種パンフレットおよびリーフレットを作成しています。



SNS

令和2年9月に公式SNSアカウントを開設し、中小企業・小規模事業者のお役立ち情報を発信しています。

また、セミナー参加者の募集等について、適宜SNS広告を活用しています。

公式アカウントX(旧Twitter)
@aichiguarantee



信用補完制度とは

中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、協会が保証人となって借入れをスムーズにし、事業の成長を金融の側面から支援する制度が信用保証制度です。

この制度を強固なものとするために信用保険制度があります。信用保険制度は、保証債務の履行（代位弁済）という協会のリスクを政府全額出資の株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）の保険によってカバーする制度です。

2つの制度を総称して信用補完制度といいます。

信用補完制度のしくみは、次のとおりです。

信用保証制度

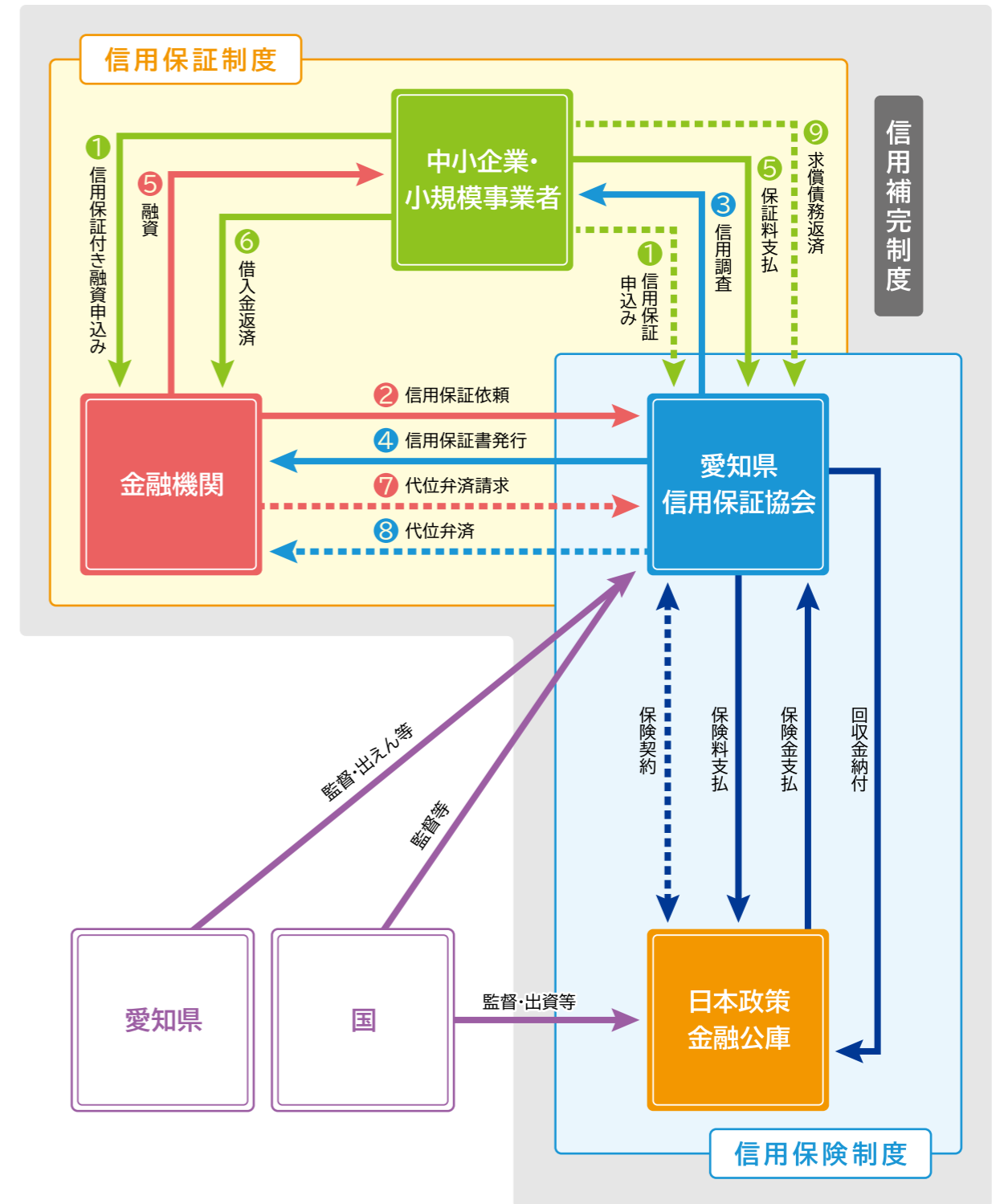
- 1 中小企業・小規模事業者は、金融機関に信用保証委託申込書により申込みをします。なお、一部の保証制度においては、協会へ直接保証申込みをすることもできます。一部の保証制度においては、愛知県内の市町村の商工担当課でも申込みをすることができます。
- 2 金融機関は、協会に信用保証の依頼をします。
- 3 協会は、中小企業・小規模事業者に対して信用調査をします。
- 4 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- 5 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業・小規模事業者に融資をします。
- 6 中小企業・小規模事業者は、金融機関を通じて所定の保証料を協会へ支払います。信用保証委託契約書を提出します。
- 7 万が一、中小企業・小規模事業者が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して残債務の支払いを請求します。
- 8 協会は、7の請求に基づき、中小企業・小規模事業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- 9 協会は、中小企業・小規模事業者に対する求償権を得て債権者となり、中小企業・小規模事業者は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

信用保険制度

協会が中小企業・小規模事業者の保証委託申込みに応じて保証を承諾し、金融機関から融資が実行されると、中小企業・小規模事業者の資格、借入金の用途、保証金額等一定の要件を備えた保証については原則として、中小企業信用保険法に基づく信用保険に付保されるしくみになっています。これを包括保証保険制度といいます。この場合、協会は保険の種類ごとに定められた保険料を公庫に支払うことになっています。

協会の保証によって融資を受けた中小企業・小規模事業者が、所定期限までに金融機関へ借入金の返済を行わない場合、その事実が金融機関から協会に通知され、協会は中小企業・小規模事業者に代わって金融機関に弁済します。

この代位弁済が信用保険上の保険事故であり、この代位弁済額の70～90%（この率を保険填補率といいます。）を保険金として公庫から協会が受領します。協会はこの保険金を受領後、中小企業・小規模事業者から回収のつど、その回収金を保険填補率に応じて公庫に納付します。



信用保証の対象となるかた

法人の場合は本店※1または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居※2または事業所のいずれかを愛知県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医業を主たる事業とする法人（以下「医療法人等」といいます。）、特定非営利活動法人（NPO法人）で次表の条件に該当するかた、中小企業等協同組合などです。

★これから事業をはじめるかたを対象とした保証制度もあります。

※1 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

※2 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

小売業 (飲食店を含みます。)	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員100人以下
卸売業	資本金1億円以下または 常時使用の従業員100人以下
製造業等	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
医療法人等	常時使用の従業員300人以下

(注)旅行業については、製造業等と同様の基準となります。

ただし、個人事業者または会社であって、次の業種については、次のとおりです。

ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ 製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。)	資本金3億円以下または 常時使用の従業員900人以下
ソフトウェア業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
情報処理サービス業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
旅館業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員200人以下

(注1)会社とは、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社(特例有限会社を含みます。)および工業を規定する法律に基づく法人です。

(注2)資本金が制限を超えている会社で、従業員数が制限の90%を超えている場合は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(控え)」等の写しが必要です。

(注3)組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

営んでいる業種や組織形態等によっては、信用保証の対象とならない場合があります。ここではその主なものを記載しています。

【業種等】

農業(一部の保証制度を除きます。)、林業、漁業、一部の遊興娯楽業、一部の金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体(医療法人等およびNPO法人を除きます。)、等、その他本協会が支援するのは難しいと判断した業態です。

【その他】

- ①許可等を要する事業を営むかたで、許可等を受けていないかた
- ②税金を滞納し、完納の見通しが立たないかた
- ③手形、小切手について不渡りがあるかたおよび銀行取引停止処分を受けているかた(法人の場合は、代表者を含みます。第1回不渡り発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
- ④電子記録債権について支払不能があるかたおよび取引停止処分を受けているかた(法人の場合は、代表者を含みます。第1回支払不能発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
- ⑤協会の代位弁済先で、求償債務が残っているかた(求償権消滅保証の対象となるかたを除きます。)
- ⑥借入れについて、返済を延滞しているかた
- ⑦休眠会社
- ⑧会社更生、民事再生等法的整理または私的整理手続中(申立中を含みます。))のかた(事業再生保証の対象となるかたを除きます。)
- ⑨保証申込みについて、金融斡旋屋等の第三者が介在しているかた

暴力団等の反社会的勢力とは、取引いたしません。
反社会的勢力との関係遮断への取組強化の一環として、保証利用に際し、提出していただく信用保証委託契約書に、「反社会的勢力排除条項」を導入しています。

資金用途

事業経営に必要な運転資金と設備資金であり、生活資金、住宅資金、投機資金等にはご利用いただけません。また、原則として、旧債振替資金にはご利用いただけません。

保証金額の最高限度

個人事業者・会社・医療法人等・ 特定非営利活動法人(NPO法人)	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

(注1)このほかに、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等の別枠保証もあります。
(注2)他協会を利用されているかたは、合算した額が限度額以内であることが必要です。
(注3)他の保証との合算限度が設けられている制度があります。

保証期間

運転資金	無担保の場合	10年以内	設備資金	無担保の場合	15年以内 (ただし、10年超は 法定耐用年数の範囲内)
	有担保の場合	15年以内		有担保の場合	20年以内

(注)保証制度によって、保証期間が異なります。

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。また、一定の要件を充足する場合は、経営者保証の提供を不要とする取扱いも可能です。詳しくはP14~15をご覧ください。

担保

原則として、保証合計額が8,000万円を超える場合または保証期間が10年を超える場合に、愛知県内所在の不動産、有価証券などの担保が必要です。

(注)保証合計額が8,000万円以下であっても、担保が必要となる場合があります。

責任共有制度

責任共有制度は、信用保証付き融資について、協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業・小規模事業者を支援することを目的としています。

負担割合

原則として、協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

責任共有制度の対象

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。

【対象から除外される主な制度】

- 経営安定関連保証(セーフティネット保証)1号~4号、6号にかかる保証
- 危機関連保証
- 災害関係保証
- 創業関連保証
- 小口零細企業保証

保証料

協会の保証によって融資を受けた中小企業・小規模事業者には、保証利用の対価として保証料をお支払いいただきます。保証料は、公庫に支払う保険料、代位弁済に伴う損失の補填、経費等信用補完制度を運用するうえで必要な費用に充当しています。

保証料率の体系について

保証料率は、中小企業・小規模事業者の財務状況等に応じ、9段階に区分された弾力料率体系が適用されます。例外として、経営安定関連保証（セーフティネット保証）等一部の保証には、一律の保証料率が適用されます。

(単位 年率%)

保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度対象制度	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有制度対象外制度	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

(注1)保証料率は、貸付金額に対する年率です。
(注2)本協会独自の保証制度、愛知県融資制度保証については、上記保証料率より低く設定されています。

保証料率区分は、財務以外の要因も加味して決定します。

保証料率区分は、中小企業信用リスク情報データベース（CRD）により決算内容を評価し、一定の定性要因（非財務要因）を加味して、決定されます。CRDは、中小企業に関するデータベースとしては日本最大の規模です。*

※出所：一般社団法人CRD協会ホームページ

保証料率の割引について

【有担保保証に対する割引】

不動産等の担保を提供いただく場合は、保証料率を0.10%割引します。 ※一部の保証制度等を除きます。

【会計参与設置会社に対する割引】

会計参与を設置している会社の場合は、保証料率を0.10%割引します。 ※一部の保証制度等を除きます。

【特例承継計画に基づく割引（事業承継応援割引）】

特例承継計画を策定し、一定の要件を満たす会社の場合は、保証料率を0.10%割引します。ただし、割引は推進保証、協調推進保証（同時実行型、ストック型）、認定支援税理士連携推進保証、長期一括保証に限ります。

信用保証利用度の推移

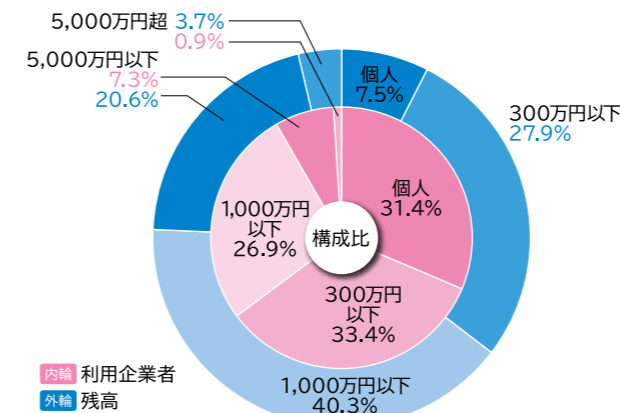
愛知県内の中小企業のうち、約4割の企業が本協会の信用保証を利用しています。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
県内中小企業者	208,310				
年度末利用企業者	57,708	79,886	82,437	82,951	77,178
企業利用度(%)	27.7	38.3	39.6	39.8	37.0

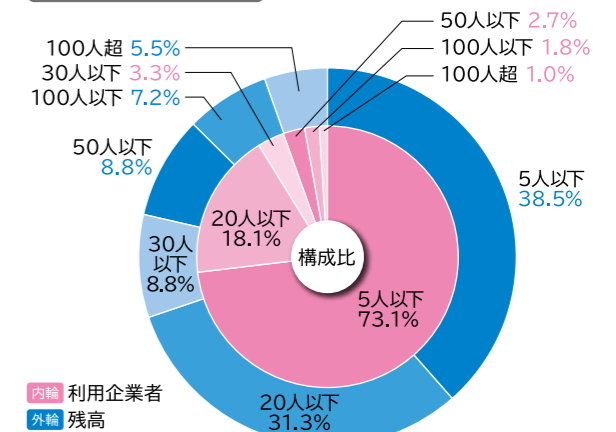
(注1)県内中小企業数は、「中小企業白書」(中小企業庁)により、数年ごとの調査となっています。
(注2)年度末保証利用企業者数には、名古屋信用保証協会の利用者数を含みません。よって、利用度は、県内利用度ではありません。

保証利用企業者の内容 (令和5年度末)

資本金別



従業員数別



資本金	利用企業者	残高(億円)
個人	24,270	1,520
300万円以下	25,749	5,680
1,000万円以下	20,783	8,202
5,000万円以下	5,612	4,190
5,000万円超	711	762
組合	53	9
合計	77,178	20,363

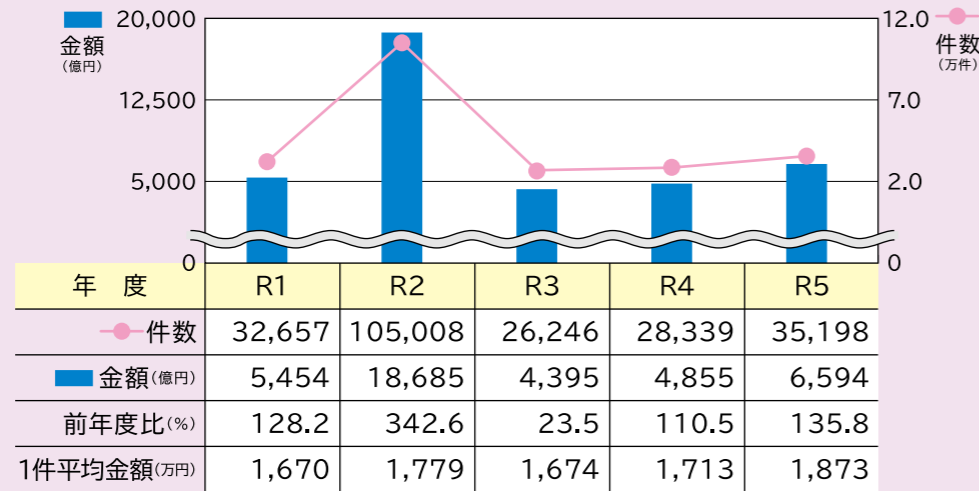
従業員数	利用企業者	残高(億円)
5人以下	56,408	7,830
20人以下	13,937	6,382
30人以下	2,546	1,784
50人以下	2,085	1,784
100人以下	1,393	1,463
100人超	809	1,120
合計	77,178	20,363

(注)数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

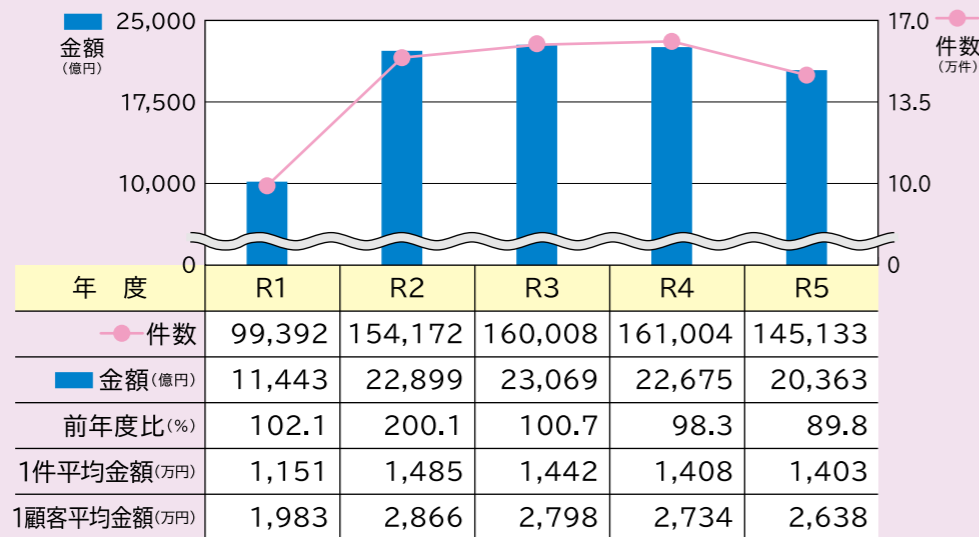
保証の状況

最近5年間の保証承諾および保証債務残高

保証承諾



保証債務残高



コロナ関連資金繰り支援の変遷・実績

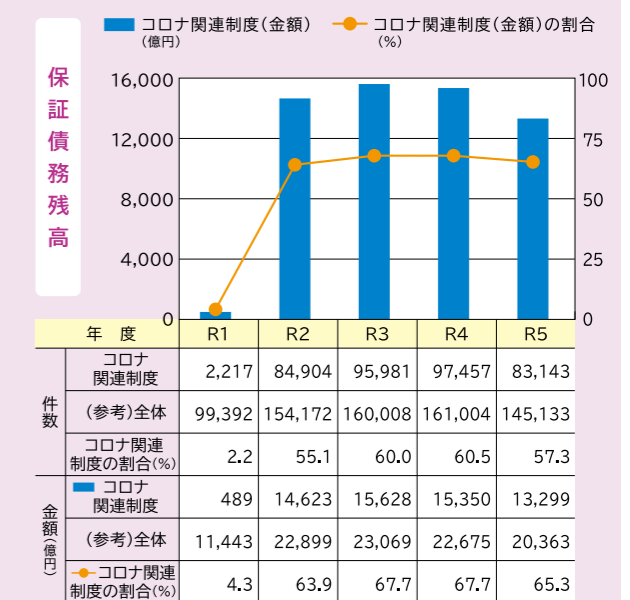
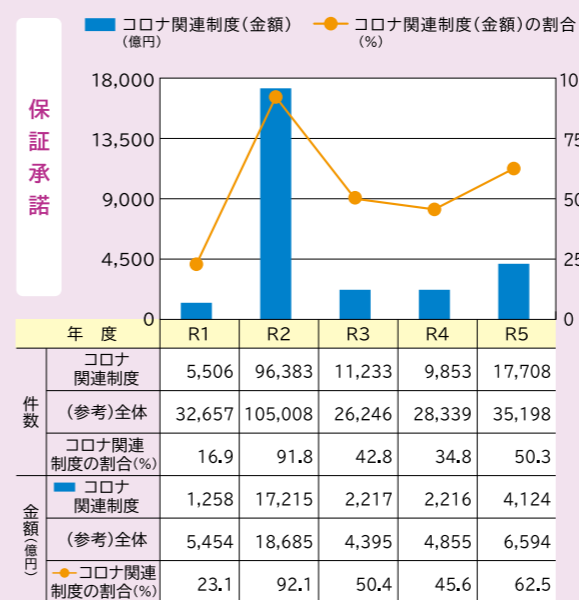
【資金繰り支援の変遷】

本協会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対して、以下のとおりさまざまな資金繰り支援を実施し、中小企業・小規模事業者の資金ニーズに迅速かつきめ細かに対応し、中小企業金融のセーフティネット機能の発揮に努めてきました。

取扱い制度	開始日	終了(予定)日
愛知県融資制度経済環境適応資金サポート資金 経営あんしんの要件緩和(環経コ)	令和2年 2月18日	令和3年 3月31日
セーフティネット保証4号(コロナ)の指定	令和2年 3月 2日	令和6年 6月30日
セーフティネット保証5号の業種拡大(その後全業種指定)	令和2年 3月 6日	四半期ごとに業種見直し
愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金(環コロナ対策)	令和2年 3月 9日	令和2年 8月31日
危機関連保証(コロナ)の発動	令和2年 3月13日	令和3年12月31日
愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対応資金(環コロナ補助)「ゼロゼロ融資」	令和2年 5月 1日	令和3年 3月31日
愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金(環コロナつなぎ)	令和2年 5月18日	令和2年12月31日
伴走支援型特別保証	令和3年 4月 1日	令和6年 6月30日
事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)	令和3年 4月 1日	令和6年 6月30日
愛知県融資制度経済環境適応資金サポート資金 新型コロナ借換(環コロナ借換)	令和4年10月 3日	令和7年 3月31日

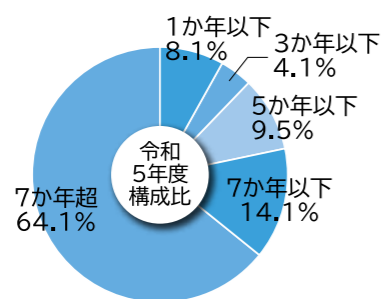
※令和6年4月1日時点

【コロナ関連制度の保証実績】



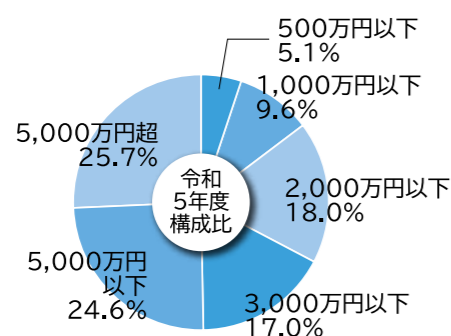
保証の内容

期間別保証承諾



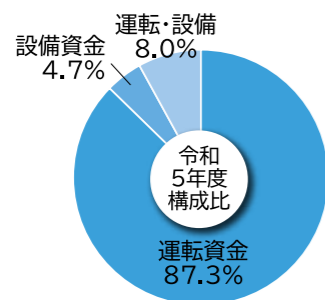
区分	年度	R3	R4	R5
1か年以下		492	537	532
3か年以下		247	275	273
5か年以下		461	485	628
7か年以下		669	771	933
7か年超		2,526	2,788	4,228
合計		4,395	4,855	6,594

金額別保証承諾



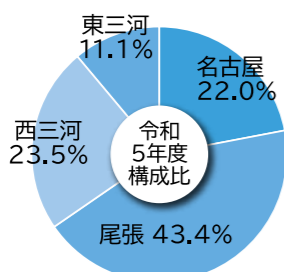
区分	年度	R3	R4	R5
500万円以下		297	318	336
1,000万円以下		477	514	633
2,000万円以下		852	893	1,186
3,000万円以下		644	732	1,121
5,000万円以下		1,070	1,088	1,624
5,000万円超		1,054	1,310	1,694
合計		4,395	4,855	6,594

資金用途別保証承諾



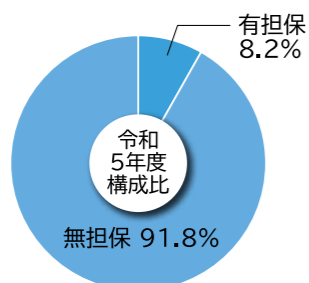
区分	年度	R3	R4	R5
運転資金		3,700	4,119	5,756
設備資金		240	287	311
運転・設備		455	450	527
合計		4,395	4,855	6,594

地区別保証承諾



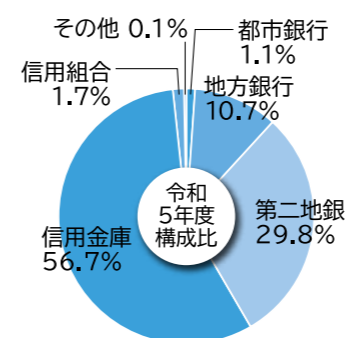
区分	年度	R3	R4	R5
名古屋		1,140	1,226	1,448
尾張		1,790	1,952	2,863
西三河		989	1,098	1,553
東三河		476	580	729
合計		4,395	4,855	6,594

担保別保証承諾



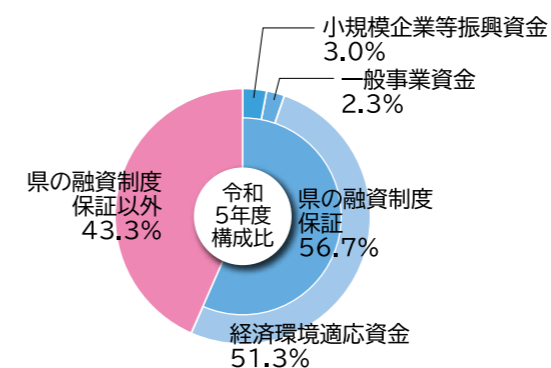
区分	年度	R3	R4	R5
有担保		468	468	538
無担保		3,926	4,387	6,056
合計		4,395	4,855	6,594

金融機関群別保証承諾



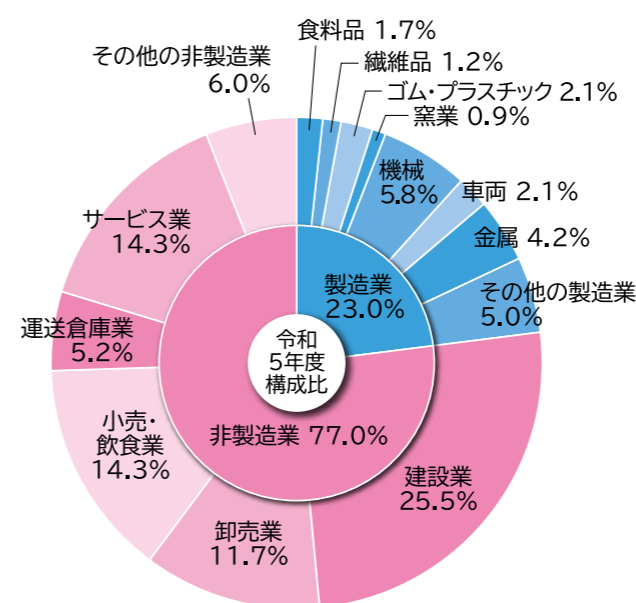
区分	年度	R3	R4	R5
都市銀行		87	82	73
地方銀行		392	464	706
第二地銀		1,569	1,570	1,962
信用金庫		2,291	2,680	3,739
信用組合		52	55	109
その他		3	4	5
合計		4,395	4,855	6,594

制度別保証承諾



区分	年度	R3	R4	R5
県の融資制度保証		2,538	2,595	3,736
小規模企業等振興資金		176	188	200
一般事業資金		129	140	152
経済環境適応資金		2,233	2,267	3,384
県の融資制度保証以外		1,857	2,261	2,857
合計		4,395	4,855	6,594

業種別保証承諾

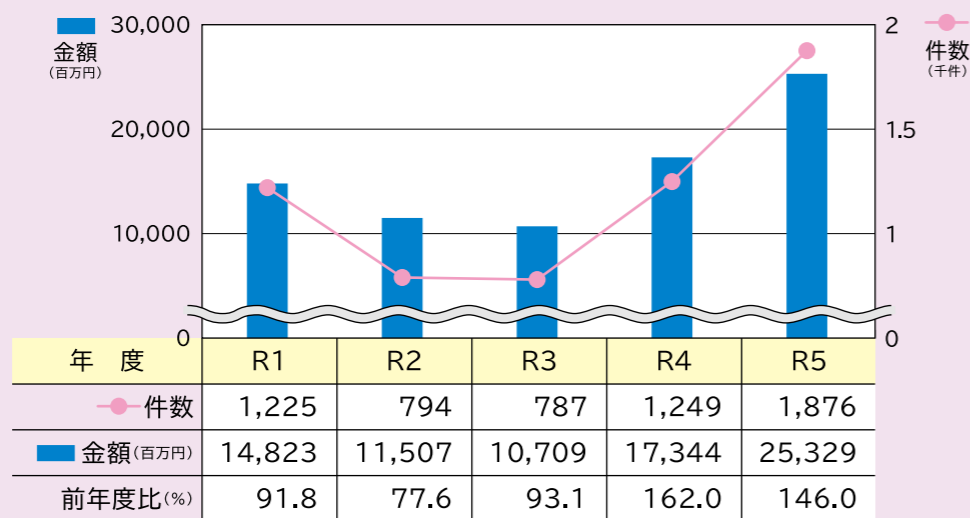


区分	年度	R3	R4	R5
製造業		1,024	1,210	1,516
食料品		96	103	113
繊維品		52	59	77
ゴム・プラスチック		99	120	142
窯業		39	45	60
機械		253	272	381
車両		111	153	137
金属		167	217	275
その他の製造業		207	241	330
非製造業		3,370	3,645	5,078
建設業		1,015	1,119	1,684
卸売業		567	622	769
小売・飲食業		601	666	946
運送倉庫業		263	286	341
サービス業		629	666	945
その他の非製造業		296	287	394
合計		4,395	4,855	6,594

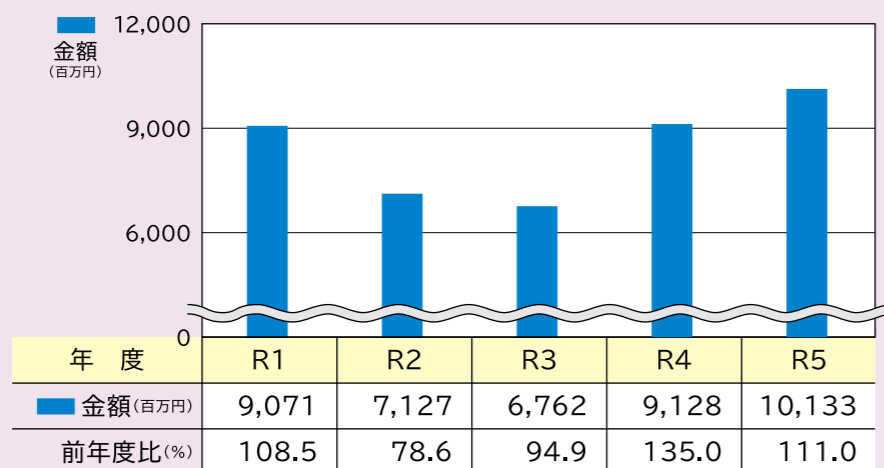
代位弁済および求償権の状況

最近5年間の代位弁済および求償権

代位弁済（元利計）

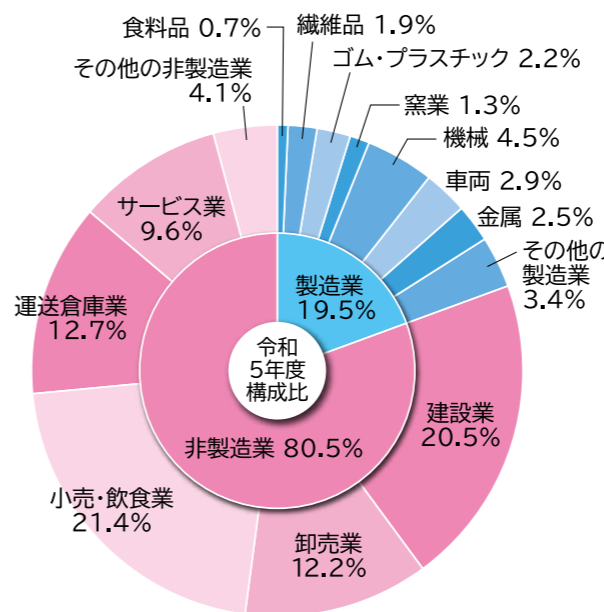


求償権残高



代位弁済の内容

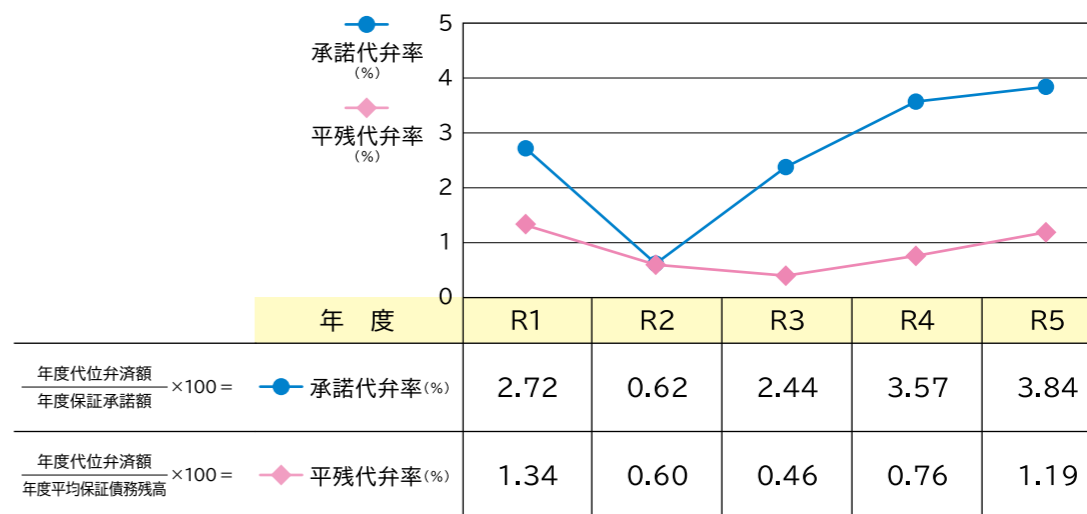
業種別代位弁済



(単位 百万円)

区分	年度	R3	R4	R5
製造業		1,786	5,825	4,929
食品		63	271	175
繊維品		173	463	486
ゴム・プラスチック		515	177	566
窯業		168	101	336
機械		328	2,179	1,133
車両		6	1,077	741
金属		43	670	630
その他の製造業		489	886	862
非製造業		8,922	11,519	20,401
建設業		2,721	3,488	5,200
卸売業		2,195	2,627	3,095
小売・飲食業		2,140	2,353	5,408
運輸倉庫業		293	643	3,210
サービス業		1,155	1,836	2,442
その他の非製造業		418	572	1,045
合計		10,709	17,344	25,329

代位弁済率とその推移



収支計算書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

科目	金額
経常収入	22,677,204
保証料	20,765,308
預け金利息	25,621
有価証券利息配当金	783,246
延滞保証料	0
損害金	101,475
事務補助金	50,116
責任共有負担金	841,776
雑収入	109,663
経常支出	14,057,329
業務費	4,753,709
借入金利息	0
信用保険料	9,302,049
責任共有負担金納付金	0
雑支出	1,571
経常収支差額	8,619,876
経常外収入	40,502,060
償却求償権回収金	287,441
責任準備金戻入	14,564,896
求償権償却準備金戻入	4,286,387
求償権補填金戻入	21,362,961
保険金	19,708,594
損失補償補填金	1,654,368
その他収入	376
経常外支出	40,538,320
求償権償却	22,691,075
雑勘定償却	11,960
退職金	2,337
責任準備金繰入	13,270,298
求償権償却準備金繰入	4,558,873
その他支出	3,776
経常外収支差額	▲36,259
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	8,583,616
収支差額変動準備金繰入額	4,291,808
基本財産繰入額	4,291,808

(単位:千円)

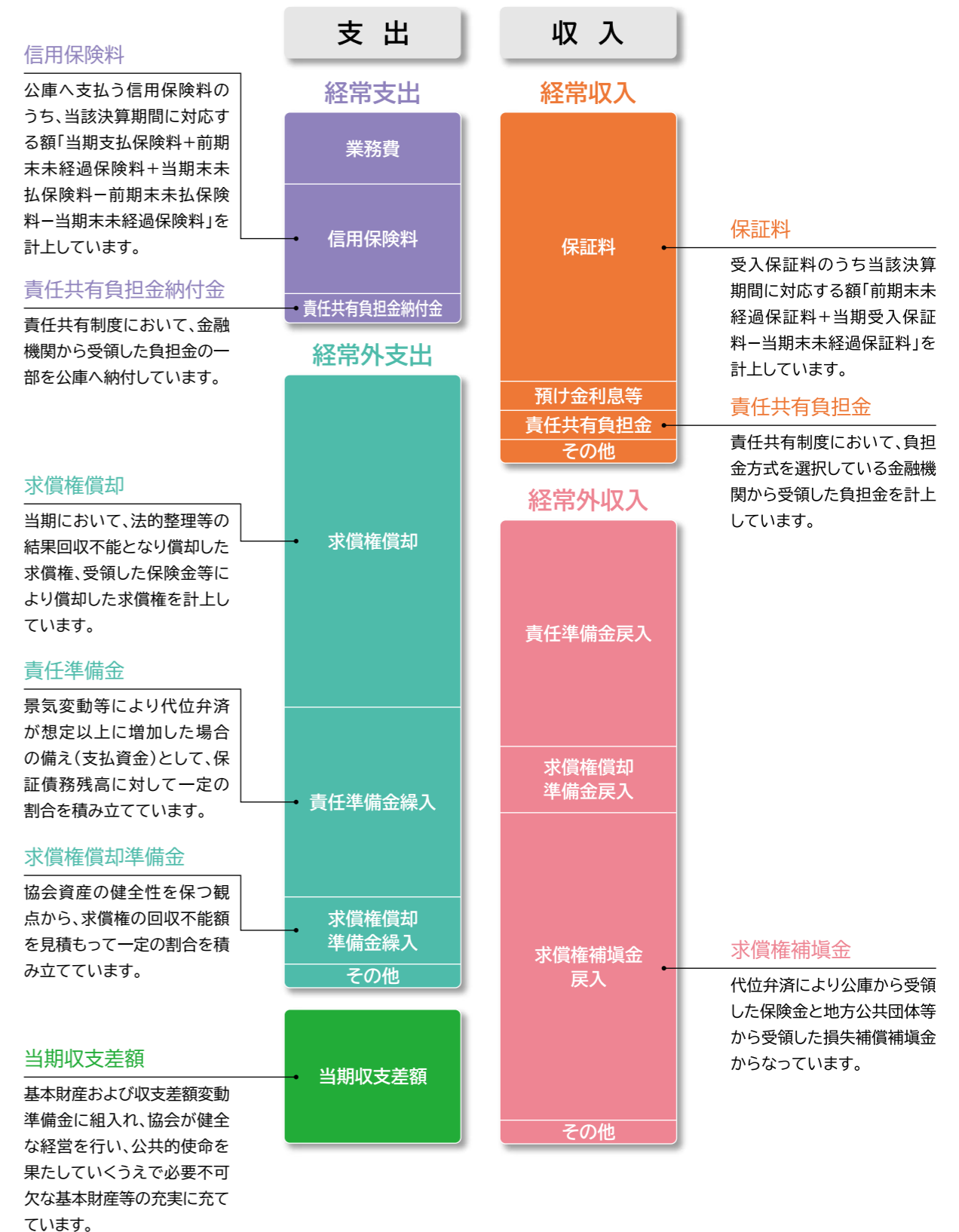
左表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した収支計算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると下表のようになります。

経常外収支		金額
科目	金額	
償却求償権回収金	287,441	…①
責任準備金		
戻入	14,564,896	
繰入	▲13,270,298	…②
(当期純戻入額)	1,294,598	
求償権償却準備金		
戻入	4,286,387	
繰入	▲4,558,873	…③
(当期純戻入額)	▲272,486	
求償権償却		
求償権償却	▲22,691,075	
求償権補填金戻入	21,362,961	
保険金	19,708,594	
損失補償補填金	1,654,368	
(当期自己償却額)	▲1,328,114	…④
その他	▲17,697	…⑤
経常外収支差額	▲36,259	…⑥

(注)①+②+③+④+⑤=⑥となります

(注)数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

“収支計算書”の用語解説



貸借対照表 (令和6年3月31日時点)

(単位:千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	378	基本財産	115,276,917
預け金	68,087,522	基金	4,733,949
有価証券	166,651,245	基金準備金	110,542,968
動産・不動産	8,466,832	制度改革促進基金	0
損失補償金見返	138,308,044	収支差額変動準備金	54,509,081
保証債務見返	2,036,319,765	責任準備金	13,270,298
求償権	10,132,991	求償権償却準備金	4,558,873
雑勘定	4,263,396	退職給与引当金	3,055,670
未収利息	126,494	損失補償金	138,308,044
未経過保険料	4,010,603	保証債務	2,036,319,765
その他	126,298	借入金	0
		雑勘定	66,931,524
		保険納付金	319,030
		損失補償納付金	51,154
		未経過保証料	66,495,274
		未払保険料	8,887
		その他	57,179
合計	2,432,230,172	合計	2,432,230,172

上表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に置き換えると次のようになります。

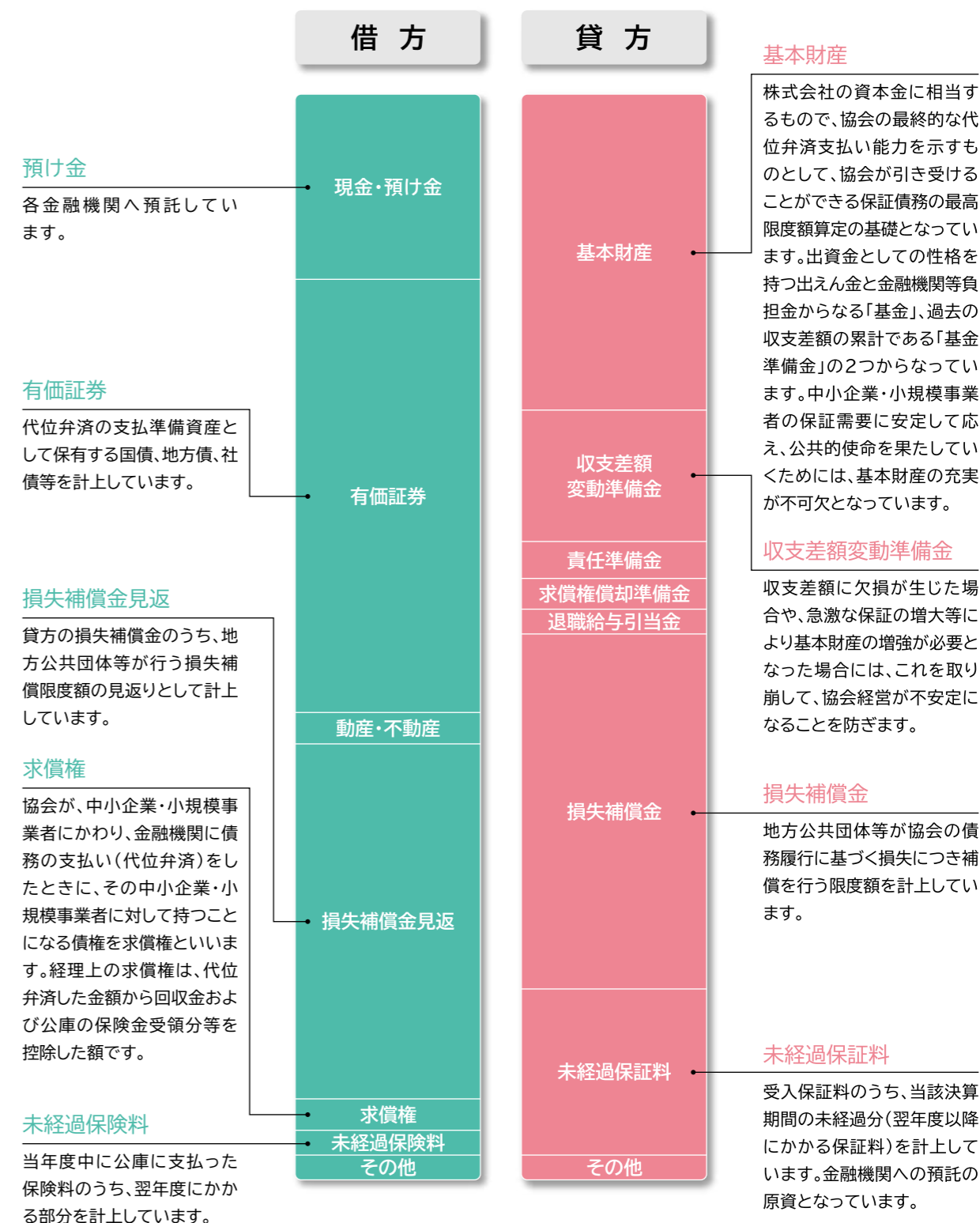
(単位:千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
【資産】		【負債】	
現金・預け金	68,087,900	責任準備金	13,270,298
有価証券	166,651,245	退職給与引当金	3,055,670
動産・不動産	8,466,832	借入金	0
求償権	10,132,991	雑勘定	66,931,524
求償権償却準備金	▲4,558,873	未経過保証料	66,495,274
雑勘定	4,263,396	その他	436,250
未経過保険料	4,010,603	負債合計	83,257,492
その他	252,792	【正味財産】	
		基本財産	115,276,917
		基金	4,733,949
		基金準備金	110,542,968
		制度改革促進基金	0
		収支差額変動準備金	54,509,081
		正味財産合計	169,785,999
合計	253,043,491	負債および正味財産合計	253,043,491

(注1)次については、備忘勘定で借方・貸方同額のため、上表から除いています。
 ・保証債務見返(借方)、保証債務(貸方) 2,036,319,765千円
 ・損失補償金見返(借方)、損失補償金(貸方) 138,308,044千円

(注2)数値の単位未満は、四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

“貸借対照表”の用語解説



(注)保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は、同額のため、このグラフからは除いています。

愛知県信用保証協会は、信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等のみなさまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等のみなさまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

本協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令、ガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- 本協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のために、お客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「1 本協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。
- 個人信用情報機関から提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものを、お客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「9 保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4 個人情報保護の維持・改善

本協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

5 個人データの委託

- 本協会は、個人情報の保護に関する法律第27条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため、契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、本協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は、本協会ホームページに掲載してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して本協会窓口を持参(または郵送)してください。

7 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 本協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- 6および7の具体的な手続につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「8③ 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情への対応

本協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について、適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情の窓口

本協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

所在地	名古屋市中村区椿町7番9号
電話番号	052-454-0503
部署名	コンプライアンス統括室

本協会は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することに役員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践するために、社会からの揺るぎない信頼の確立を目指し、倫理憲章を定めています。

愛知県信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

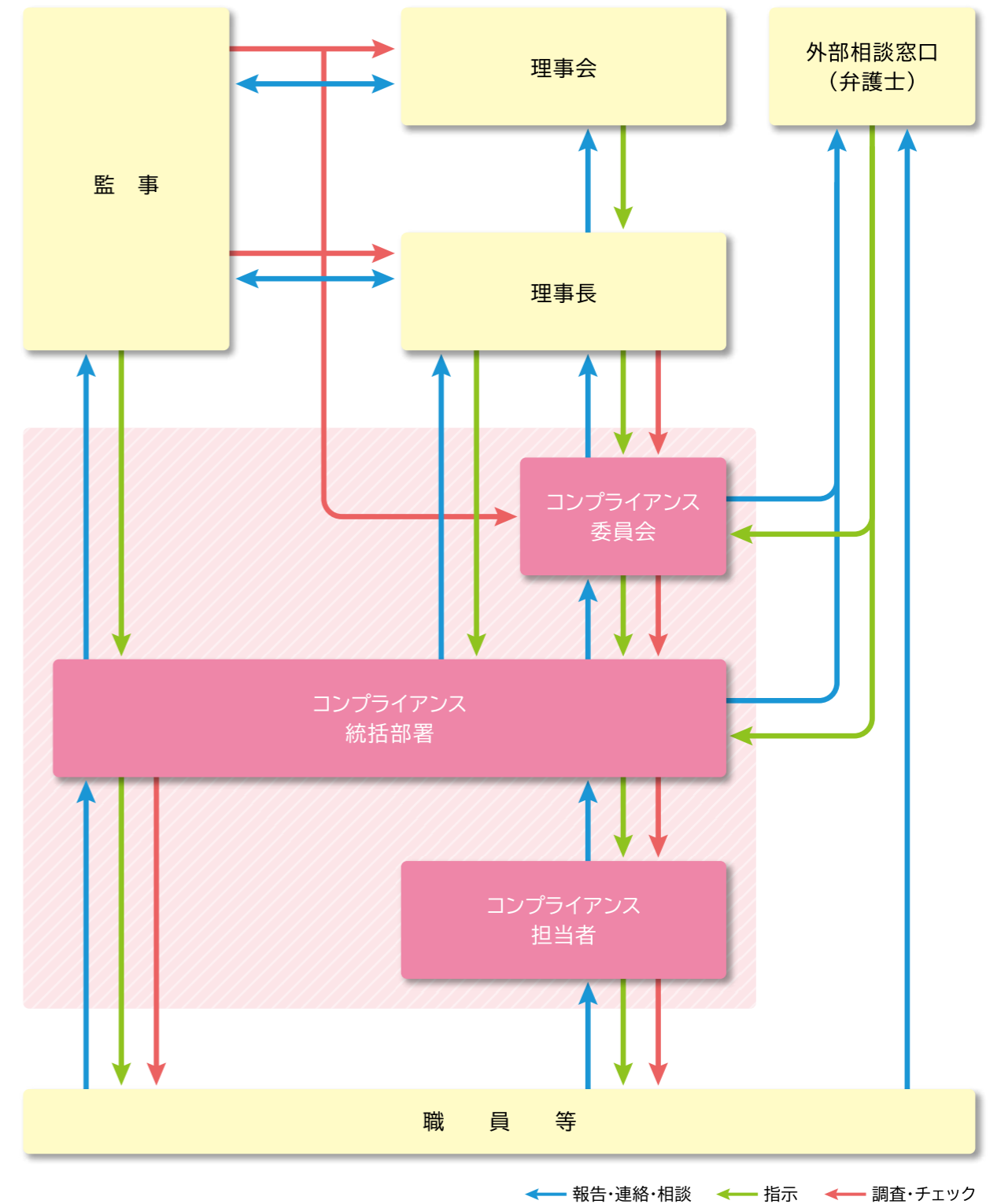
反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

広く中小企業とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

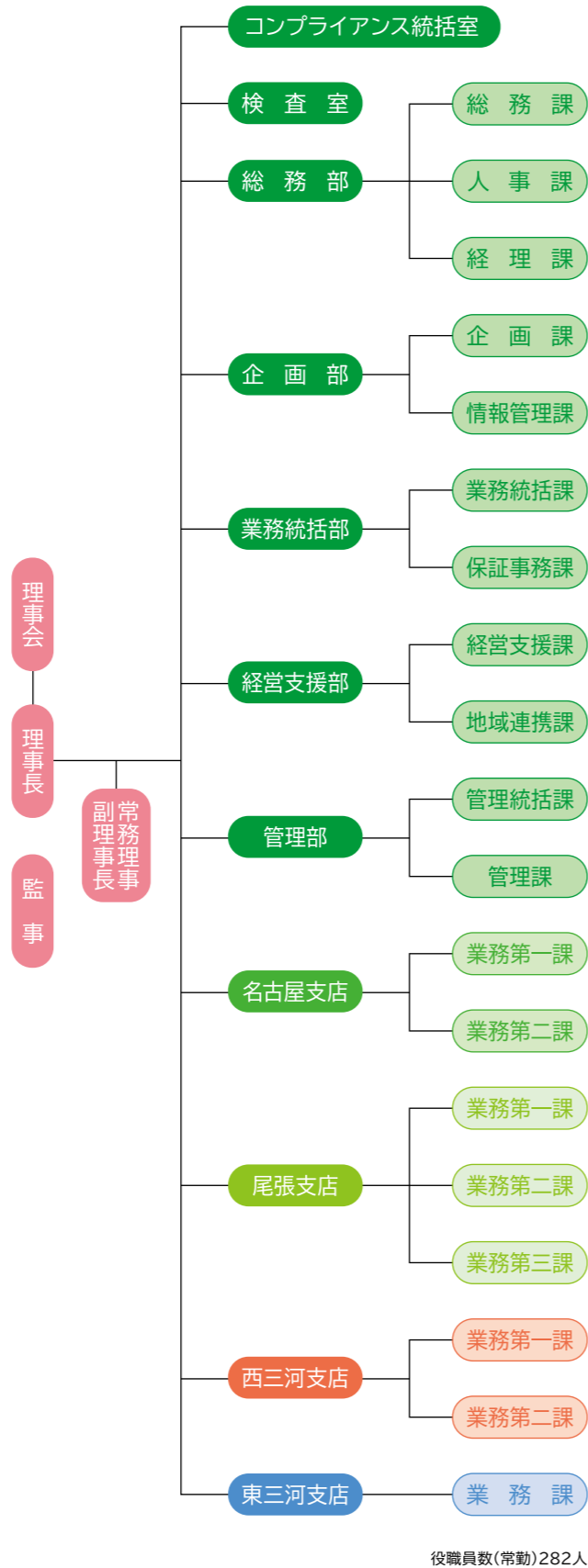
コンプライアンス体制図



役員

理事長	石原君雄
副理事長	堀田治
常務理事	前田憲輝
常務理事	竹内正純
常務理事	岡田守人
常務理事	川原馨
理事	伊藤行記 株式会社愛知銀行取締役頭取
理事	兼松啓子 公益財団法人あいち産業振興機構理事長
理事	斉藤篤人 株式会社商工組合中央金庫 執行役員名古屋支店長 兼 熱田支店長
理事	高原一郎 一般社団法人名古屋銀行協会会長
理事	竹田知史 蒲郡信用金庫理事長
理事	田中秀明 岡崎信用金庫理事長
理事	富田英之 名古屋商工会議所中小企業委員会委員長
理事	成田順一 瀬戸信用金庫理事長
理事	新美文二 愛知県商工会連合会会長
理事	藤原一郎 株式会社名古屋銀行取締役頭取
理事	矢野剛史 愛知県経済産業局長
理事	山口高広 愛知県中小企業団体中央会会長
理事	山下史守朗 愛知県市長会会長
理事	横江淳一 愛知県町村会会長
監事(常勤)	長谷川秀彦
監事	田中豊 名古屋商工会議所常務理事
監事	野口葉子 護士

機構図



拠点	部署名	電話番号	ファックス番号	業務内容	担当地区	
本店	総務部	総務課	052-454-0500	052-454-0351	庶務、文書、予算	
		人事課	052-454-0501	052-454-0352	人事、労務、研修	
		経理課	052-454-0502	052-454-0352	経理、損失補償	
	企画部	企画課	052-454-0550	052-454-0354	企画、統計、広報、ダイレクトマーケティング	
		情報管理課	052-454-0555	052-454-0355	情報システムの運用に関する事務	
	業務統括部	業務統括課	052-454-0510	052-454-0370	業務全般の統括(管理業務を除く)	
		保証事務課	052-454-0560	052-454-0356	申込書式の請求、保証債務残高照会、代表者変更・住所変更・合併等にかかる手続き	県内全区域
	経営支援部	経営支援課	052-454-0516	052-454-0372	経営支援、再生支援、事故報告に関する業務	県内全区域
		地域連携課	052-454-0520	052-454-0368	中小企業支援機関との連携に関する業務	県内全区域
	管理部	管理統括課	052-454-0564	052-454-0369	管理業務の統括	県内全区域
		管理課	052-454-0535	052-454-0373	事故報告、代位弁済調査、求償権の管理・回収	県内全区域
	名古屋支店	業務第一課	052-454-0511	052-454-0360	創業支援、保証審査、経営支援、条件変更	東区、北区、西区、中村区、中川区、港区、守山区
業務第二課		052-454-0512	052-454-0361	千種区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、名東区、天白区		
尾張支店	業務第一課	052-454-0531	052-454-0362	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、海部郡		
	業務第二課	052-454-0532	052-454-0363	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、北名古屋、丹羽郡、豊山町		
	業務第三課	052-454-0541	052-454-0364	瀬戸市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、知多郡、東郷町		
西三河支店	業務第一課	0564-25-2430	0564-25-1151	岡崎市、碧南市、西尾市、高浜市、幸田町		
	業務第二課	0564-25-2431	0564-25-1152	刈谷市、豊田市、安城市、知立市、みよし市		
東三河支店	業務課	0532-57-5611	0532-57-5600	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡		

(注)個人情報等に関する各種のお問い合わせについては、P.40~41をご覧ください。

本店
名古屋支店
尾張支店

〒453-8558 名古屋市中村区椿町7番9号

西三河支店

〒444-8612 岡崎市上明大寺町2丁目13番地

東三河支店

〒440-0076 豊橋市大橋通2丁目125番地



中小企業のベストパートナー
AICHI GUARANTEE
愛知県信用保証協会
<https://www.cgc-aichi.or.jp/>

